

# 北本市市民公益活動推進計画

(令和5年度から令和9年度)

令和5年3月

北本市



## 市民主役のまちづくりをめざして

本市では、平成22年4月に「北本市自治基本条例」を施行し、すべての市民の皆様が地域社会の一員としてまちづくりに御参加いただけるよう、様々な施策・事業を実施してまいりました。

また、平成25年4月1日に施行された「北本市市民参画推進条例」及び「北本市協働推進条例」に基づき、市民の皆様と市との参画の推進及び協働の推進に努めています。

近年、人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域が抱える課題や市民のニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染拡大により、地域での活動は自粛や縮小を余儀なくされ、新たな地域課題が生じています。

このような状況の中、市民自らが地域や社会に貢献するまちづくりの活動は様々な分野において、社会に不可欠なものとして地域を支える大きな力となっており、これまで以上に市民公益活動団体の活動への期待が高まっています。

市では、このたび「北本市市民公益活動推進計画（令和5年度～令和9年度）」を策定しました。本計画は、前計画である「北本市市民公益活動推進計画（2019年度～2022年度）」の検証を行い、NPO、ボランティア団体、市内の企業等の皆様へのアンケート等を通じて得られた多くの貴重な御意見を踏まえながら策定したものです。

今後、本計画に位置づけた施策を一体的かつ継続的に推進し、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現に向けて全力を傾注してまいりますので、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

北本市長 三宮 幸雄

## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	6
3 計画期間	8
4 今後の展開	8
第2章 市民公益活動の理念	9
1 市民公益活動の理念	11
2 市民公益活動団体の特性	12
3 市民公益活動支援の領域	12
第3章 市民公益活動の現状と課題	13
1 市民公益活動団体の支援の現状	15
2 市民公益活動に対する市民の意識	17
3 計画の取組状況	24
4 市民公益活動推進の課題	28
第4章 市民公益活動推進の基本方針	29
1 基本目標	31
2 推進施策	32
第5章 市民公益活動推進施策の展開	35
1 市民公益活動の普及・啓発	37
2 市民公益活動の環境整備	39
3 市民公益活動団体の活動支援	40
4 市民公益活動のネットワーク形成	41
第6章 計画の推進	43
1 計画の推進体制	45
2 計画の進行管理	45
資料編	47
北本市自治基本条例	49
北本市協働推進条例	56
北本市協働推進条例施行規則	59
北本市市民公益活動推進計画（2018-2022）年度別進行計画実施状況	61
北本市市民公益活動推進計画（R5-R9）年度別進行計画	65
市民公益活動に関するアンケート報告書	69
企業の市民公益活動に関するアンケート報告書	97



# 第1章 計画の概要







## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本市では「協働」という言葉が一般的に使用される以前から、市民のまちづくり活動への参加や、市民活動団体のまちづくりへの取組が盛んに行われてきました。

本市が施策として「協働のまちづくり」を最初に掲げたのは、平成17年度に策定した『第四次北本市総合振興計画』で、将来都市像を実現するために、市民と行政の協働をまちづくりの基本理念とするとしています。

平成18年度には、『北本市市民と行政との協働推進計画』（以下、「協働推進計画」という。）を策定し、この計画に基づき、平成19年5月に市民公益活動の拠点施設として、北本市コミュニティセンター内に北本市市民公益活動支援コーナーを開設するとともに、平成20年4月に市民との協働の推進を主管する協働推進課を設置し、市民公益活動活性化のための環境づくりに取り組んできました。

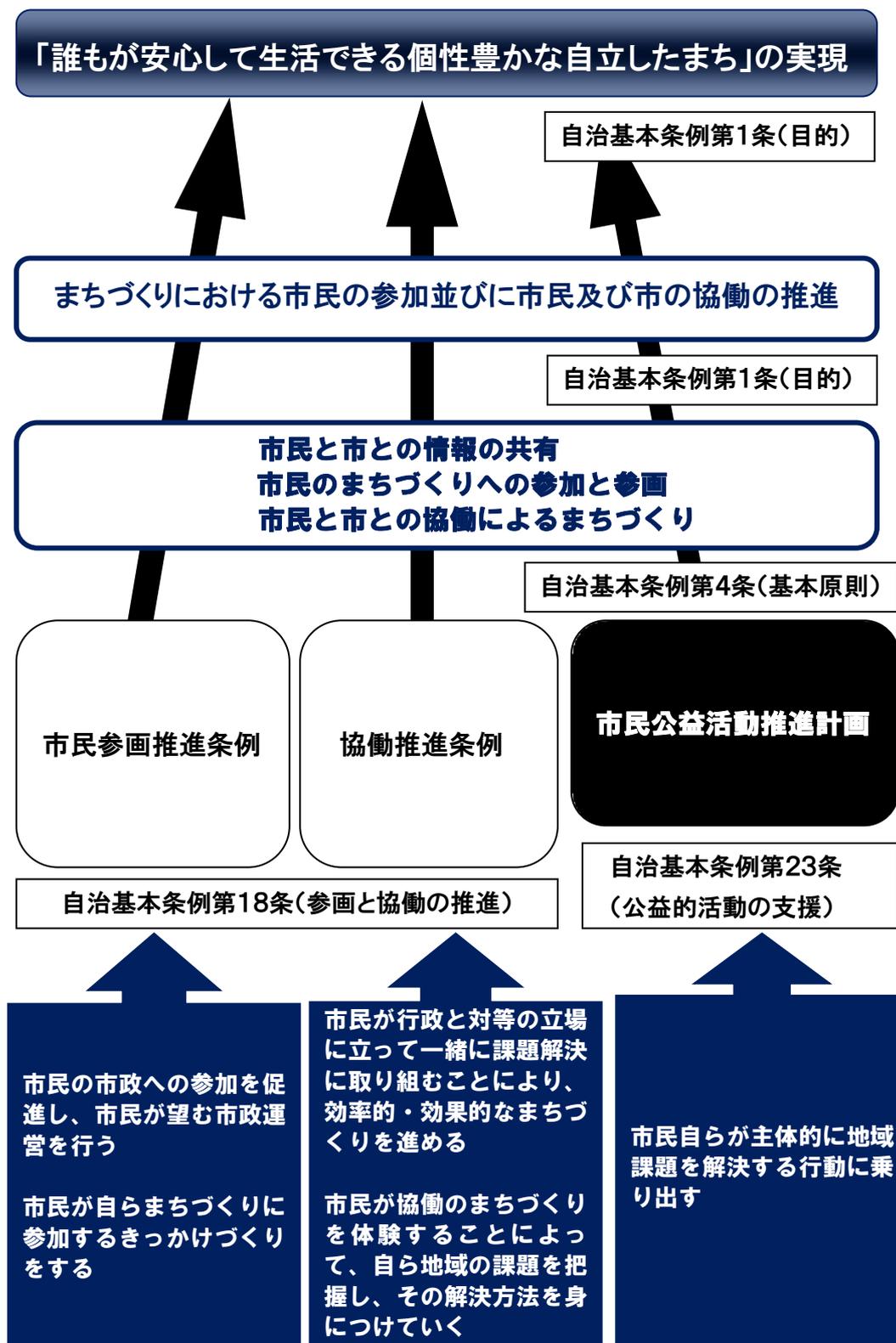
市民公益活動活性化のため、またこうした環境づくりと平行して平成18年度からは、自治基本条例の制定に向けた検討が始まり、約3年にわたり検討を重ね、平成22年4月1日に『北本市自治基本条例』を施行しました。

その後、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を設置するとともに、北本市協働推進等庁内検討委員会及び北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会を組織して、『北本市自治基本条例』に基づく『北本市市民参画推進条例』『北本市協働推進条例』を整備してきました。

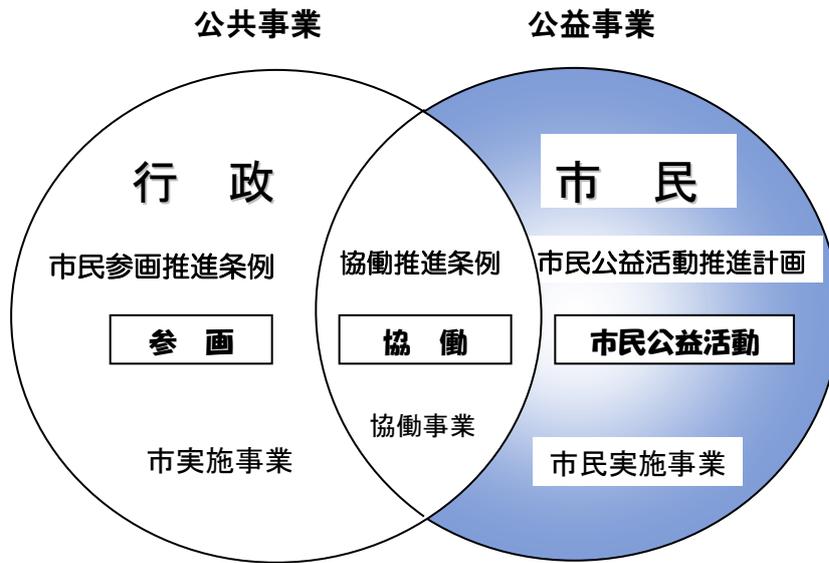
平成25年3月に、市民が主体的に取り組む市民公益活動を推進するための計画として「北本市市民公益活動推進計画」を策定し、平成30年3月には第2次計画にあたる計画を策定しました。

この計画が、令和4年度で満了となるため、この度、『第五次総合振興計画（平成28年度から10年間）』との整合を図りながら、令和5年度からの5年間で計画期間とする計画を策定しました。

今後も「参画」「協働」「市民公益活動」を一体的に推進することにより、『北本市自治基本条例』に掲げた「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現を目指します。



北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて



**北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」**

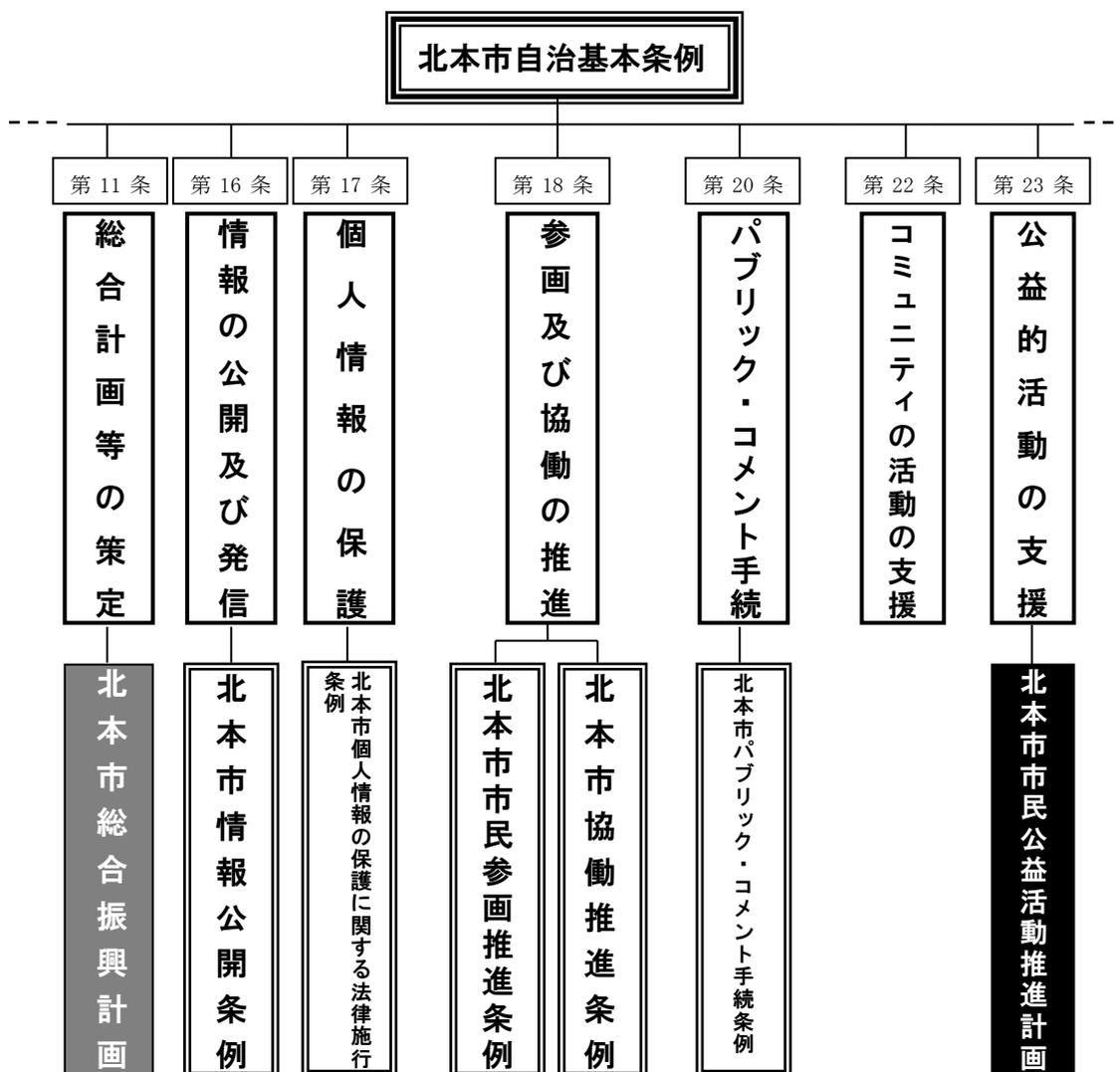
『北本市自治基本条例』をまちづくりの最高規範と位置付け、その傘下の『北本市市民参画推進条例』『北本市協働推進条例』『北本市市民公益活動推進計画』に基づき、「参画」「協働」「市民公益活動」にそれぞれ分類し、住民自治の確立を推進します。

2 計画の位置付け

(1) 北本市自治基本条例における市民公益活動支援の位置付け

『北本市自治基本条例』は、本市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられ、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」とし、市民一人ひとりが市政や身近なまちづくりについて考え、主体的に行動することができる参画と協働のまちづくりを目指しています。

本計画には、『北本市自治基本条例』第23条に規定する「公益的活動の支援」を推進するための施策を掲載しています。



北本市市民公益活動推進計画の位置付け

## (2) 計画策定の経緯

本計画は、平成30年3月に策定した『北本市市民公益活動推進計画』の計画期間が満了することから第3次計画として策定しました。計画策定にあたっては、市民公益活動団体及び市内企業に対するアンケート調査を実施し、協働推進等庁内検討委員会で施策としてまとめました。

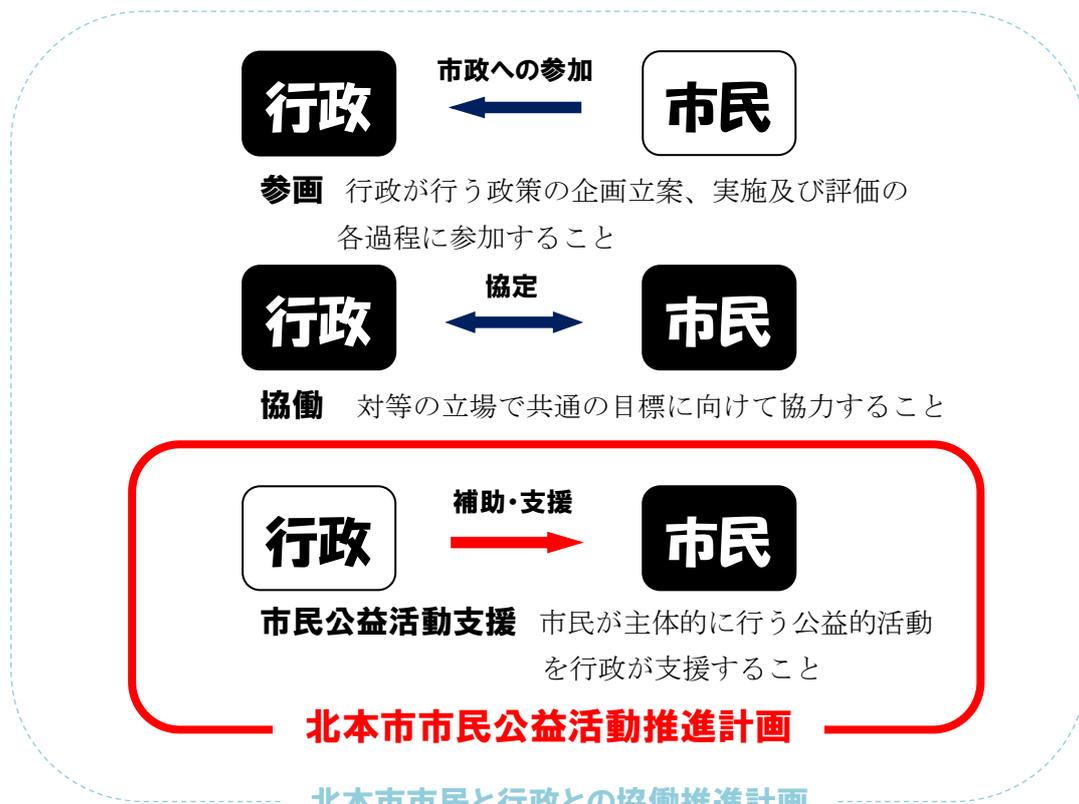
本計画は、総合振興計画及びその他分野別計画等との整合を図っています。

## (3) 北本市市民と行政との協働推進計画との関連

協働推進計画は、計画期間を平成19年度から平成24年度までとし、「協働」を広義に捉え「市民参画」「協働」「市民公益活動支援」をそれぞれ推進するための施策を盛り込んだ計画でした。

しかし、平成22年4月に『北本市自治基本条例』が施行されたことにより、本市における「協働」の定義が明確となったことから、協働推進計画の期間終了に伴い、平成25年3月に『北本市自治基本条例』第23条に規定する「市民の公益的活動」を支援及び促進するための計画として「北本市市民公益活動推進計画」を策定しました。

従って、協働推進計画に記載していた「参画」は『北本市市民参画推進条例』において、また、「協働」は『北本市協働推進条例』において整理され、それぞれの条例のもとに推進施策を講じています。



「参画」「協働」「市民公益活動支援」の定義

3 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度からの5年間とします。本計画を基本計画として位置付け、年度ごとに推進施策を決定します。

4 今後の展開

本市が目指すまちづくりは、『北本市自治基本条例』の前文に規定されている「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くこと」であり、それは、住民自治の確立を目指すことにあります。

『北本市自治基本条例』には、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」と規定しており、その実現のためには、市民が主体的に地域の問題解決に取り組む体制を確立していく必要があります。

市民公益活動は、市民が自ら地域課題を解決するための取組であることから、その活動をより活性化・多様化していくことが住民自治の確立につながっていくものと捉えています。

## 第2章 市民公益活動の理念

---

---



## 第2章 市民公益活動の理念

### 1 市民公益活動の理念

本市における市民公益活動は、『北本市協働推進条例』第2条第4号に規定する活動を指します。

市民活動は、市民の主体的な参加と支援によって行われる活動として、サークル活動、学習会や研究会等も含んだ活動を指しますが、この市民活動のうち公益的性格の強い活動を本市では「市民公益活動」と捉えています。その活動は、継続性を有し、市民が自らの意思で自由に行う社会貢献活動であって、行政によりその活動が制限されることがあってはなりません。

市民が市民同士で相互に助け合うという「共助」の考え方に加えて、今後個人、団体が相互に連携し、自ら地域の課題解決に取り組んでいく姿勢が重要となります。

#### 北本市協働推進条例 第2条

(4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のもの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

### 2 市民公益活動団体の特性

市民公益活動団体は、行政とは異なる質、特性を持っています。市民公益活動団体がその特性を活かし、行政が対応困難な市民ニーズに対応していくことにより、新たな「公共サービス」の提供が可能となります。

市民公益活動団体が持つ特性は、主に次のようなものがあげられます。

- (1) 「自主性」 自らの判断で行動できる
- (2) 「自立性」 行政・企業等から独立し自らの力で取り組める
- (3) 「自発性」 自ら進んで社会問題の解決に取り組める
- (4) 「柔軟性」 制度・常識に捉われずその状況に合わせた対応ができる
- (5) 「迅速性」 時機に応じてすばやくその問題に対処できる
- (6) 「多様性」 一人ひとりのニーズに合わせたさまざまなサービスが提供できる
- (7) 「先駆性」 新たな社会的課題・市民ニーズを発見し取り組める
- (8) 「創造性」 新奇で独自かつ生産的な発想をもつ
- (9) 「専門性」 活動分野の実践・専門知識を蓄積している

### 3 市民公益活動支援の領域

市民公益活動は、北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」のとおり、あくまでも市民が主体的に行う社会貢献活動で、行政は必要に応じてその活動を支援するものです。そのため、行政が主体的に関与する事業や、行政が事務局を担っているものなどは市民公益活動には当てはまりません。

支援は主に現在活動している団体の活動を充実させるための取組や、現在、市民公益活動に関わりのない市民が市民公益活動に参加するきっかけづくりなどを中心に、市民公益活動がより活性化していくための取組を行います。

なお、市が市民公益活動団体を支援する際には、市民公益活動団体の特性を損なわないよう十分に配慮します。

## 第3章 市民公益活動の現状と課題

---

---



## 第3章 市民公益活動の現状と課題

### 1 市民公益活動団体の支援の現状

市内で活動している市民公益活動団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）、北本市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体等、70近くの数になりますが、その他にも市や既存の組織に関わることなく独自に活動する団体も存在しています。

平成10年に施行された『特定非営利活動促進法』の規定に基づき設立された本市に主たる事務所を有するNPO法人の数は、令和4年10月現在で、14団体となっています。

これらの団体に対し、現在行っている支援の状況は、以下のとおりです。

#### (1) NPO法人の活動の支援

市内に主たる事務所を有するNPO法人14団体については、現在、市の公式ホームページで、団体の概要紹介を行っています。

これらの団体を対象に、市が年1回情報交換会を開催しているほか、団体紹介パネル展等の事業も行っていきます。令和元年度には企画会議で実施内容を検討し、団体発表とパネル展を組み合わせたイベントを実施しました。

新たに法人化を目指す団体については、県やNPO法人が実施している相談窓口などの情報を案内するとともに、法人格を取得した団体に対しては、法人格取得に要した経費の一部を補助しました。

#### (2) 北本市ボランティアセンター

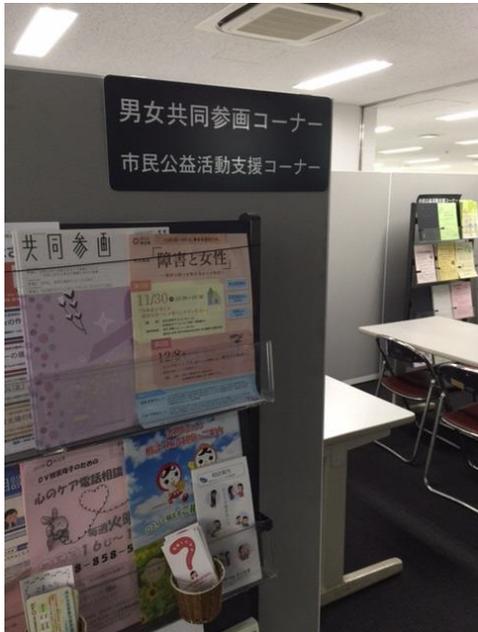
北本市社会福祉協議会では、北本市総合福祉センター内に北本市ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する実態把握及び連絡調整、情報提供、相談、斡旋、相談所の設置、研修、善意金品の預託及び配分等を行っています。

北本市ボランティアセンターには、令和4年10月現在、40の団体が登録されており、ボランティア支援をする専門スタッフであるボランティアコーディネーターが在駐していて、ボランティア相談を実施しています。

(3) その他の市の支援の状況

平成19年度にコミュニティセンター内に市民公益活動支援コーナーを設置し、市民公益活動団体の情報提供、市民公益活動団体の交流の場及び活動の場の提供を行っていましたが、平成26年度の新庁舎建設を機に、市役所2階に移設しました。

また、北本駅東西自由通路には、NPO／ボランティア団体情報掲示板を設置して、市民公益活動団体の情報発信の支援を行っており、多くの団体に利用されています。



市役所2階



駅自由通路

## 2 市民公益活動に対する市民の意識

### (1) まちづくり市民アンケート

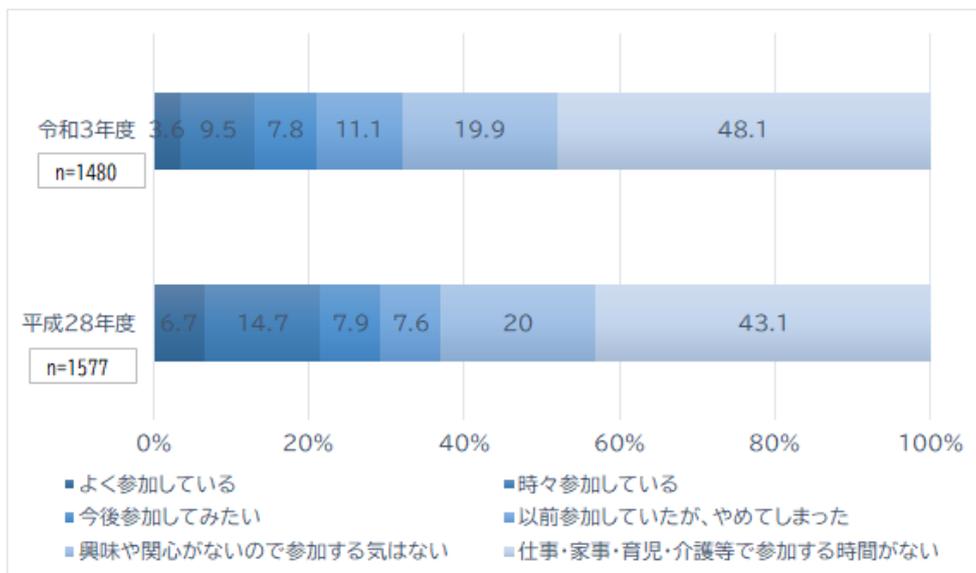
本市では、令和3年度に実施した「令和3年度北本市まちづくり市民アンケート（以下「市民アンケート」という。）」により、市民活動への参加状況・意向と市民の公益活動促進のための施策について市民の意向を調査しました。

この1年間のボランティアや市民公益活動への参加状況では、「よく参加している」と「時々参加している」が13.1%となっており約1割の人が参加している状況です。平成28年度調査の21.4%から半減しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の活動が縮小しているためと考えられます。一方で、「今後参加してみたい」という回答は7.8%で、前回調査の7.9%とほとんど変わりません。また、「以前参加していたがやめてしまった」と「興味や関心がないので参加する気はない」が合わせて31.0%、「仕事・家事・育児・介護等で参加する時間がない」が48.1%となっています（市民アンケート問42）。

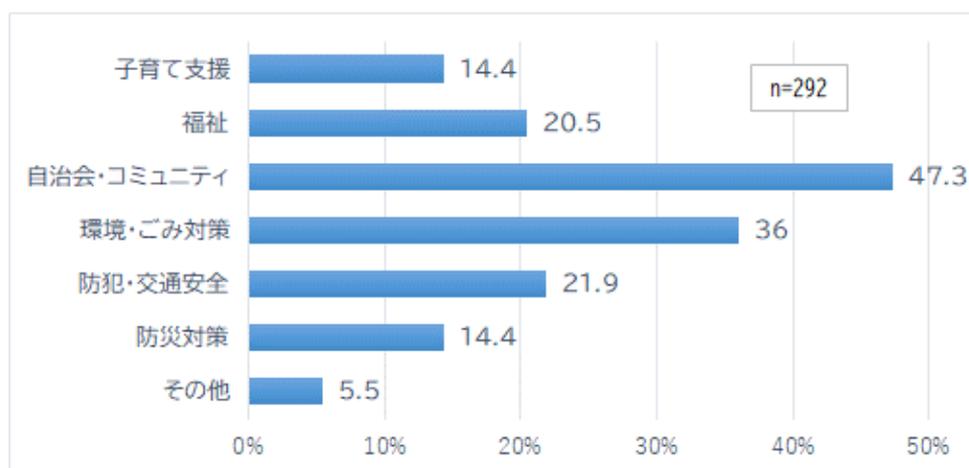
なお、具体的にどのようなボランティア活動に参加又は参加してみたいか聞いたところ「自治会・コミュニティ」、「環境・ごみ対策」、「防犯・交通」の順となっています（市民アンケート問42-2）。

北本市まちづくり市民アンケート」より

問42 あなたは、この1年間にボランティアや市民公益活動に参加したことがありますか。



問42-2 〔問42で「参加している」または「参加してみたい」とお答えの方〕具体的にどのようなボランティア活動に参加または参加してみたいですか。（複数回答）

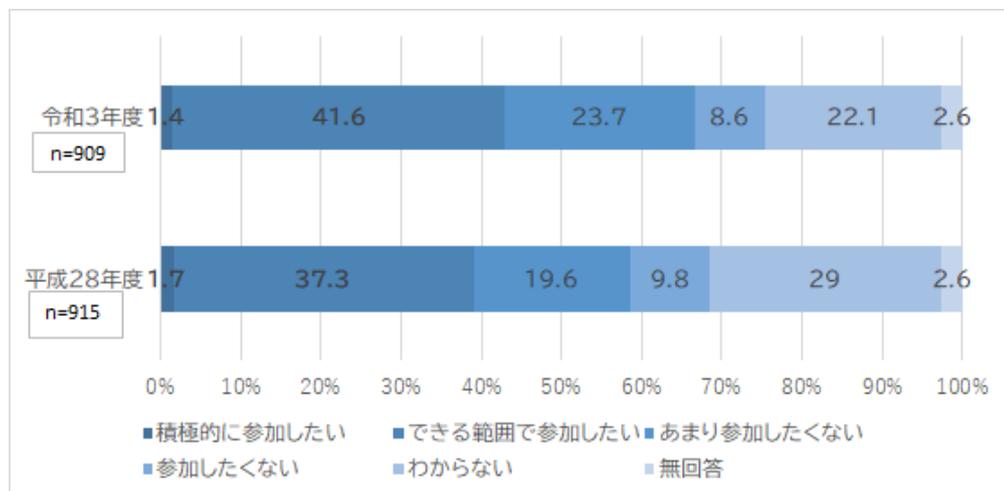


**(2) 地域福祉に関する意識・実態調査**

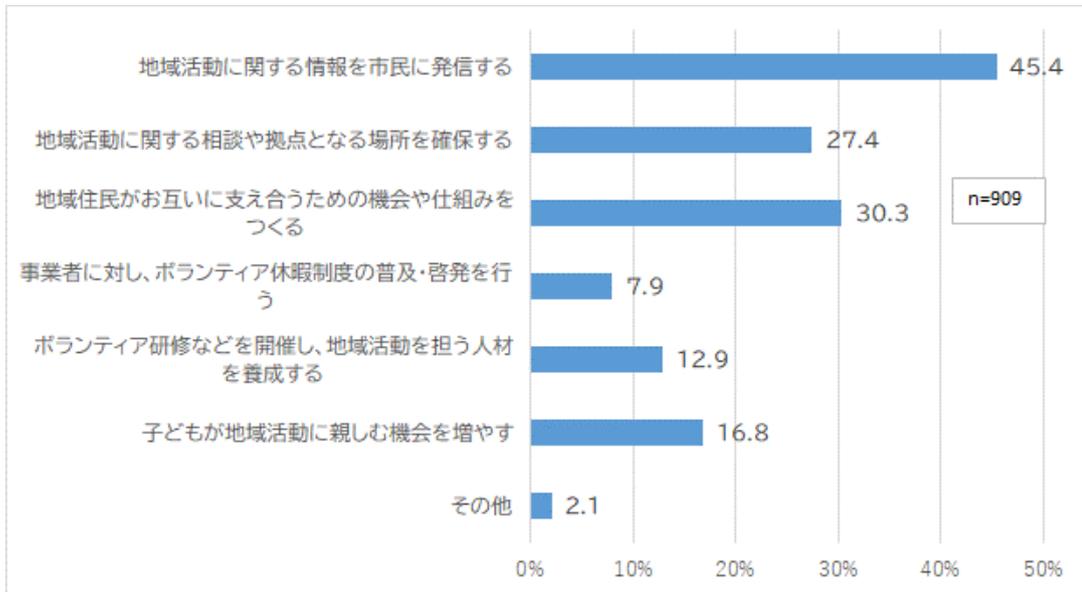
令和3年度に実施した「地域福祉計画・地域福祉活動計画基礎調査（以下「地域福祉基礎調査」という）」の中で、地域で支え合う活動に参加したいかという設問では「積極的に参加したい」と「できる範囲で参加したい」が合わせて43.0%となっています（地域福祉基礎調査問15）。また、地域でともに助け合う活動の輪を広げていくために、特に必要な市や社会福祉協議会からの支援については、「地域活動に関する情報を市民に発信する」が45.4%と最も多くなっています（地域福祉基礎調査問16）。地域活動に参加するうえで支障になることがあるかとの設問では、「忙しくて時間が取れない」が45.7%と最も多くなっていますが、「興味を持てる活動が見つからない」と「地域活動に関する情報がない」が合わせて26.3%となっています（地域福祉基礎調査問17）。

「地域福祉に関する意識・実態調査」より

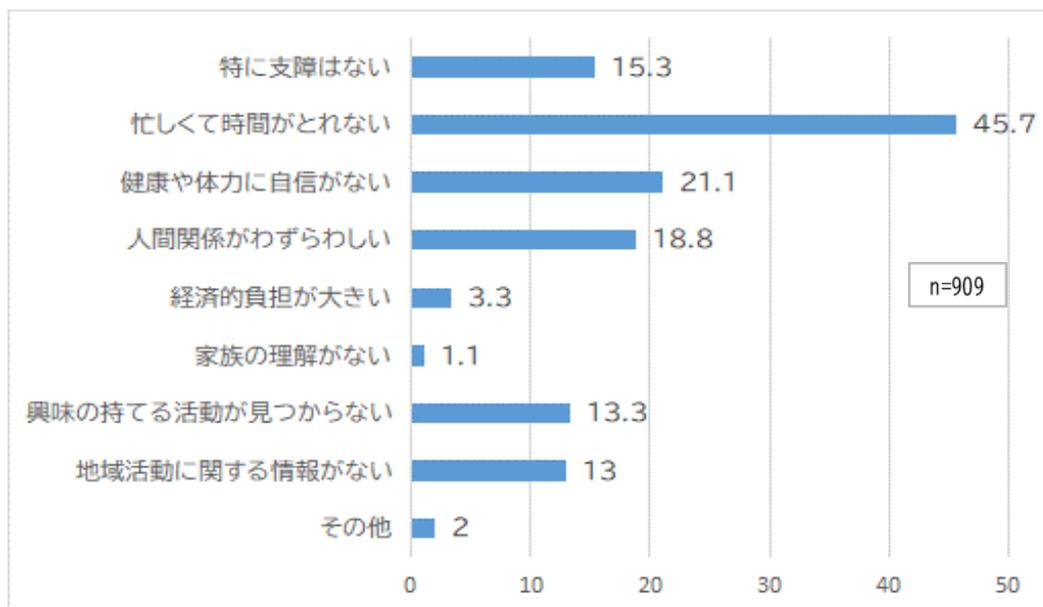
問15 今後、地域で支え合う活動に参加したいと思いますか。



問16 今後、地域でともに助け合う活動（共助）の輪を広げていくために、特に必要な市や社会福祉協議会からの支援は何だと考えますか。（2つまで）



問17 あなたが地域活動に参加するうえで、支障になることはありますか（2つまで）



### (3) 市民公益活動に関するアンケート

令和4年8月に市民公益活動団体を対象として「市民公益活動に関するアンケート（以下「団体アンケート」という。）」を行いました。その中で、会員の主な年齢構成を聞いたところ、60歳から69歳と70歳以上が合わせて78.6%を占めています（団体アンケート問4）。会員数の動向については、会員数に大きな変化はないが、入れ替わりがあるという回答が46.7%で最も多くなっています（団体アンケート問6）。

主な活動場所を聞いたところ「公民館等の公共施設」を利用している団体が多く73.3%となっています（団体アンケート問7）。

また、現在感じている課題を聞いたところ「活動の担い手不足」、「活動資金の確保」が多くなっており、平成29年度調査と同様の傾向になっています（団体アンケート問13）。なお、担い手不足の解決策としては、チラシ、ポスター、イベント、体験会等を通じて会員を募集しているという回答が多くなっています（団体アンケート問14）。

次に、市民公益活動に対する市の支援について、特に市民公益活動団体をPRするための情報発信の方法は、「市の広報に市民公益活動に関する記事を掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめて市のホームページに掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行する」の順で多くなっています（団体アンケート問21）。

市民公益活動団体の活動環境を向上させる方法を聞いたところ、「市民公益活動団体がより使用しやすいよう制度を見直す」と「市民公益活動団体用の活動スペースを設置する」が多くなっています（団体アンケート問22）。

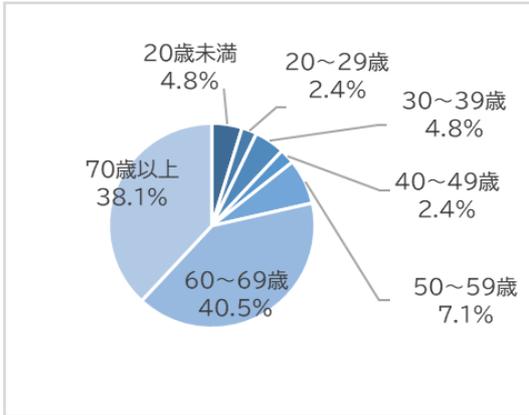
また、市民公益活動団体の活動をさらに活性化させる方法を聞いたところ、「ボランティア登録制度を充実させるなど人材の活性化を図る」が40.0%、「活動資金を支援するため公募型補助金制度を拡充するなど、補助制度を充実させる」が35.6%となっています（団体アンケート問23）。

その他の支援方法について、「小中学校のボランティア体験を充実させる」が46.7%と最も多くなっています（団体アンケート問25）。

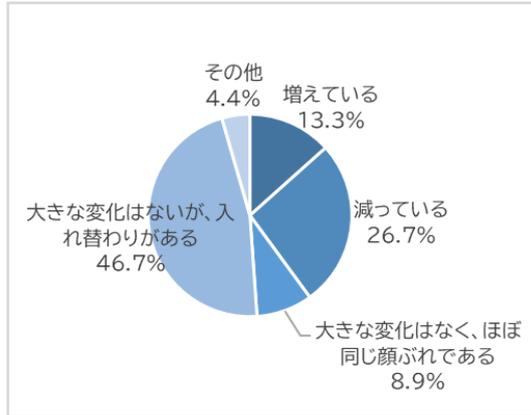
また、他団体や企業との交流について聞いたところ、「同じ分野で活動する団体との交流・連携を希望する」、「活動分野を問わず、他の団体との交流・連携を希望する」と「民間企業との交流・連携を希望する」が多くなっています（団体アンケート問26）。

「市民公益活動に関するアンケート」より

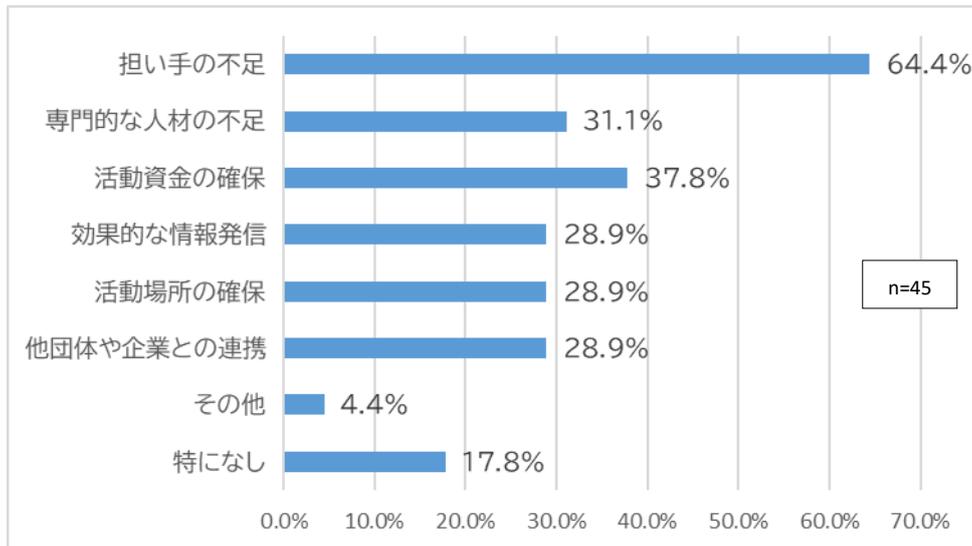
問4 会員の主な年齢構成



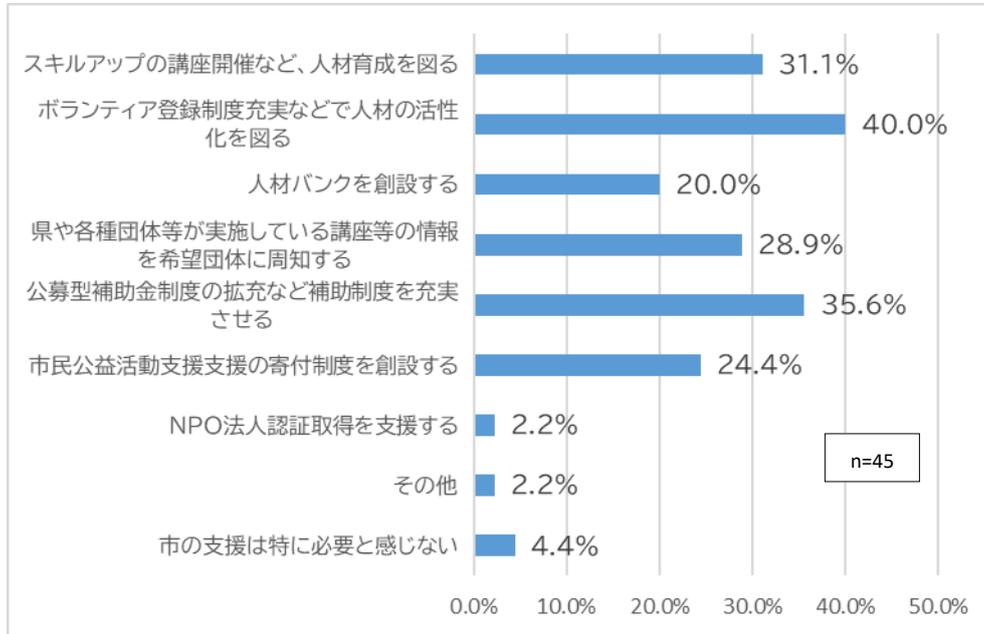
問6 会員数の動向



問13 現在感じている課題について、当てはまるものすべてに○をつけてください。



問23 市民公益活動団体の活動をさらに活性化させる方法について、有効だと思うものに○をつけてください。（3つまで）



#### (4) 企業の市民公益活動に関するアンケート

令和4年8月に実施した、「企業の市民公益活動に関するアンケート（以下、「企業アンケート」という。）」で、市民公益活動団体との連携について聞いたところ、「今後も連携は行わない」とする回答が61.5%と多く、「今後も継続していきたい（拡大したい）」は38.5%となりました（企業アンケート問6）。

また、どのような支援が可能か聞いたところ、「場所の提供（販売スペース、事務所の提供など）」、「資金面での援助」、「活動への人的派遣」がほぼ同数となっており、場所・人・資金面それぞれで連携の可能性があることがわかりました（企業アンケート問9）。

### 3 計画の取組状況

前計画である「北本市市民公益活動推進計画（2018年度から2022年度）」では、「市民公益活動の普及・啓発」「市民公益活動の環境整備」「市民公益活動団体の活動支援」「市民公益活動のネットワーク形成」の4つの基本目標を定め、基本目標ごとに推進施策を設定しました。

以下に、前計画に位置付けられた推進施策ごとの推進状況を記載します。

#### 基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

『北本市自治基本条例』に規定するまちづくりの基本原則「情報の共有」の実現に向け、市民公益活動情報を市民と行政とで共有するため、市民公益活動の情報提供や啓発事業等を開催し、市民公益活動の普及・啓発に努めます。

##### (1) 情報提供の充実

「市民公益活動団体紹介冊子」を作成し、窓口等での閲覧やホームページへの掲載を行っています。

平成29年度から、市民公益活動団体の活動状況を広報きたもとに掲載するとともに、市のホームページでも市内NPO法人等の情報を掲載しています。

北本駅東西自由通路に設置しているNPO／ボランティア団体情報掲示板の申請は、窓口のほか、電子メールでの申請にも対応しています。

イベントを活用した情報提供については、各団体が様々なイベントで活動をPRしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントが中止または縮小されており、団体も参加を見送っています。

##### (2) 講座・啓発事業の開催

平成26年度から市民公益活動団体等の活動内容を紹介するパネル展を実施しています。

平成30年度にはいきいき埼玉・北本市社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座とパネル展を同時開催し、令和元年度には、「市民活動フェスタ」として、パネル展示と共に団体の発表の時間を設け、団体の活動を広く周知しました。

その他の啓発事業としては、北本市社会福祉協議会と市内小中学校が連携し、ボランティア体験プログラムを実施しています。

## 基本目標 2 市民公益活動の環境整備

市民公益活動団体がより活動しやすい環境の整備を目指し、活動場所の提供の促進や、庁内の支援体制の整備を進めます。

### (1) 活動場所の提供

公民館の貸出については、短時間貸出制度について運用上の聞き取りを行い、制度の導入の課題を整理し、導入についての検討をしています。

北本市市民公益活動支援コーナーの充実については、市役所2階に関連資料やパンフレットを置いた支援コーナーを設置しています。また、（仮称）市民活動交流センターをはじめとする市役所以外の施設に、市民公益活動団体が打合せや作業・交流の場として利用できる優先スペースの設置を検討しています。

### (2) 庁内支援体制の整備

市民の公益的な活動を支援する窓口としては、くらし安全課を位置付け、担当職員が相談窓口や事業の紹介などを行っています。

職員研修の取組については、平成30年度には市民公益活動団体情報交換会に合わせて職員研修を実施しました。また、市民公益活動団体パネル展の開催を職員に周知し、職員に市民公益活動団体の活動を周知し、市民公益活動への理解を促進しています。

### 基本目標3 市民公益活動団体の活動支援

市民公益活動団体が継続的かつ安定的にその活動を進められるよう、人材の育成や活性化の支援を行うとともに、団体の活動資金を支援し、将来的な団体の活動に対する支援を行います。

#### (1) 人材育成及び活性化の支援

各種講座や助成金等の情報について、希望する団体に対し、電子メールにより情報提供を行いました。

ボランティア登録制度の充実については、総合福祉センターで実施しているボランティア相談に加え、市役所ロビーにおいても月に1回ボランティア相談を実施しています。しかし、市役所での相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時休止しています。

また、北本市社会福祉協議会で実施しているボランティア登録制度の利用者に対し、市民公益活動団体の情報提供を依頼しています。

人材確保については、県の専門家ボランティア登録制度、社会福祉協議会のボランティア登録制度及び人財情報バンク等既存の制度が多くあるため、市民公益活動団体に対してこれらの制度を周知し、支援をしています。

#### (2) 活動資金の支援

公募型補助金制度については、団体が利用しやすい制度になるよう申請時期の拡大や提出書類の見直し等を行い、市民公益活動情報交換会等で補助金制度の周知を図っています。また、『北本市協働推進条例』に規定されている協働事業提案制度により、市民公益活動団体が市と協働で事業を実施しています。

また、県や民間の補助金・助成金を受ける際の相談を受けています。

#### (3) NPO法人認証取得の支援

NPO法人の認証取得を目指す団体の支援としては、設立に関する相談があった場合、県の相談窓口を紹介し支援を行うこととしています。

NPO法人設立に係る費用に対する補助制度については、平成26年度以降申請がなく、令和元年度以降NPO法人の設立に関する相談もないことから、NPO法人の設立に関する補助金を廃止することとします。

## 基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

市民公益活動団体が相互に連携し、補完しあえるようなネットワークの形成に向け、市民公益活動団体間の交流や団体の連携促進事業を実施するとともに、市内にも連携組織を設置し、自発的に市民公益活動団体を支援する市民公益活動団体が生まれてくるようにその設立に向けた支援を行います。

### (1) 市民公益活動団体の交流促進

市民公益活動団体情報交換会を毎年開催し、団体の交流や情報交換、市の協働事業提案制度や駅掲示板等の紹介を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大により開催を中止しています。

また、令和元年度にはパネル展の企画会議を開催し、事業の企画運営の協力することにより、参加団体の交流が促進されました。

### (2) 団体間連携の促進

自治会・地域コミュニティ委員会との連携については、令和元年度に県政出前講座を実施し、自治会・地域コミュニティの関係者の参加を呼びかけ、市民公益活動や関係団体の理解促進と交流の機会としました。

企業との連携については、市民活動団体情報交換会に、NPO法人以外の市民公益活動団体や市内企業も対象として実施し、団体同士及び団体と企業と連携を深め、ネットワークづくりの場とすることができました。

### (3) 中間支援組織の設立支援

中間支援組織（市民公益活動団体の活動や連携を支援する市民公益活動団体）が生まれる環境を目指し、その取組を支援することを推進施策としており、情報交換会等の機会を通じて各団体の交流を深めていただき、中間支援組織の設立に向けた機運の醸成に寄与することとしていましたが、中間支援組織の設立には至っていません。

### 4 市民公益活動推進の課題

市民公益活動に関するアンケート結果から、各団体が抱える市民公益活動推進の課題は、活動の担い手の不足、活動資金の確保、活動場所の確保、効果的な情報発信、専門的な知識や技術を持っている人材の不足、他団体や企業との連携となっています。場所、人材、資金の確保が大きな課題となっています。

またアンケートでは、市民公益団体やボランティア団体の情報を広く発信することを、市に期待する割合が高く、市民公益活動の効果的な情報発信の方法が課題です。

団体の会員の高齢化も進んでおり、会員の8割近くを60歳以上の会員が占めています。今後の団体活動維持の面からも、新たな会員募集を希望する団体には、団体の活動を積極的に発信することができるような支援が必要です。

## 第4章 市民公益活動推進の基本方針

---

---



## 第4章 市民公益活動推進の基本方針

『北本市自治基本条例』に基づくまちづくりのあるべき姿を考慮し、市内の市民公益活動の状況等から市民公益活動推進の基本目標及び推進施策を以下のとおり定めます。

### 1 基本目標

『北本市自治基本条例』の目的である「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」に向け、多くの市民が市民公益活動に積極的に参加し、あらゆる分野の市民公益活動が活性化する土壌を作るため、前計画に引き続き4つの基本目標を定めます。

#### 基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

『北本市自治基本条例』に規定するまちづくりの基本原則「情報の共有」の実現に向け、市民公益活動情報を市民と行政とで共有するため、市民公益活動の情報提供や啓発事業等を開催し、市民公益活動の普及・啓発に努めます。

#### 基本目標2 市民公益活動の環境整備

市民公益活動団体がより活動しやすい環境の整備を目指し、活動場所の提供の促進や、庁内の支援体制の整備を進めます。

#### 基本目標3 市民公益活動団体の活動支援

市民公益活動団体が継続的かつ安定的にその活動を進められるよう、人材の育成や活性化の支援を行うとともに、団体の活動資金を支援し、団体の活動に対する支援に努めます。

#### 基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

市民公益活動団体が相互に連携し、補完しあえるようなネットワークの形成に向け、市民公益活動団体間の交流や団体の連携促進事業を実施するとともに、自発的に市民公益活動団体を支援する市民公益活動団体が生まれてくるようにその設立に向けた支援を行います。

### 2 推進施策

4つの基本目標を達成するため、基本目標に沿った推進施策を以下のとおり定めます。

また、推進施策を実現するために、年度ごとに推進施策に基づいた個別推進事業を定め、市民公益活動の推進に取り組みます。個別推進事業は、実施後に評価を行い、その結果を反映させ、翌年度の個別推進事業を決定します。

#### 基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

##### 推進施策1-(1) 情報提供の充実

市民公益活動団体の活動情報が広く市民に伝わるよう情報提供のあり方について検討し、市民公益活動情報の共有化を図ります。

##### 推進施策1-(2) 啓発事業の実施

市民の市民公益活動への理解と認識を深めるため、市民公益活動に関する啓発事業を実施します。

また、市民公益活動を紹介するイベント等を開催します。

#### 基本目標2 市民公益活動の環境整備

##### 推進施策2-(1) 活動場所の提供

事務所や活動拠点施設を持たない市民公益活動団体への支援として、市民公益活動団体の活動場所を提供します。

##### 推進施策2-(2) 庁内支援体制の整備

市民公益活動の支援を全庁的に進めるため、庁内の支援体制を整備します。

#### 基本目標3 市民公益活動団体の活動支援

##### 推進施策3-(1) 人材の育成及び活性化の支援

市民公益活動団体のメンバーの人材育成を支援します。

また、市民公益活動団体が意欲的で主体的な人材を確保できるよう支援します。

#### 推進施策 3-(2) 活動資金の支援

安定的、かつ継続的な市民公益活動が行われるよう、資金面から支援する仕組みとして引き続き公募型補助金を実施します。

#### 推進施策 3-(3) NPO法人認証取得の支援

NPO法人の認証取得を目指す市民公益活動団体の相談に対応し、NPO法人の認証取得を支援します。

### 基本目標 4 市民公益活動のネットワーク形成

#### 推進施策 4-(1) 市民公益活動団体の交流促進

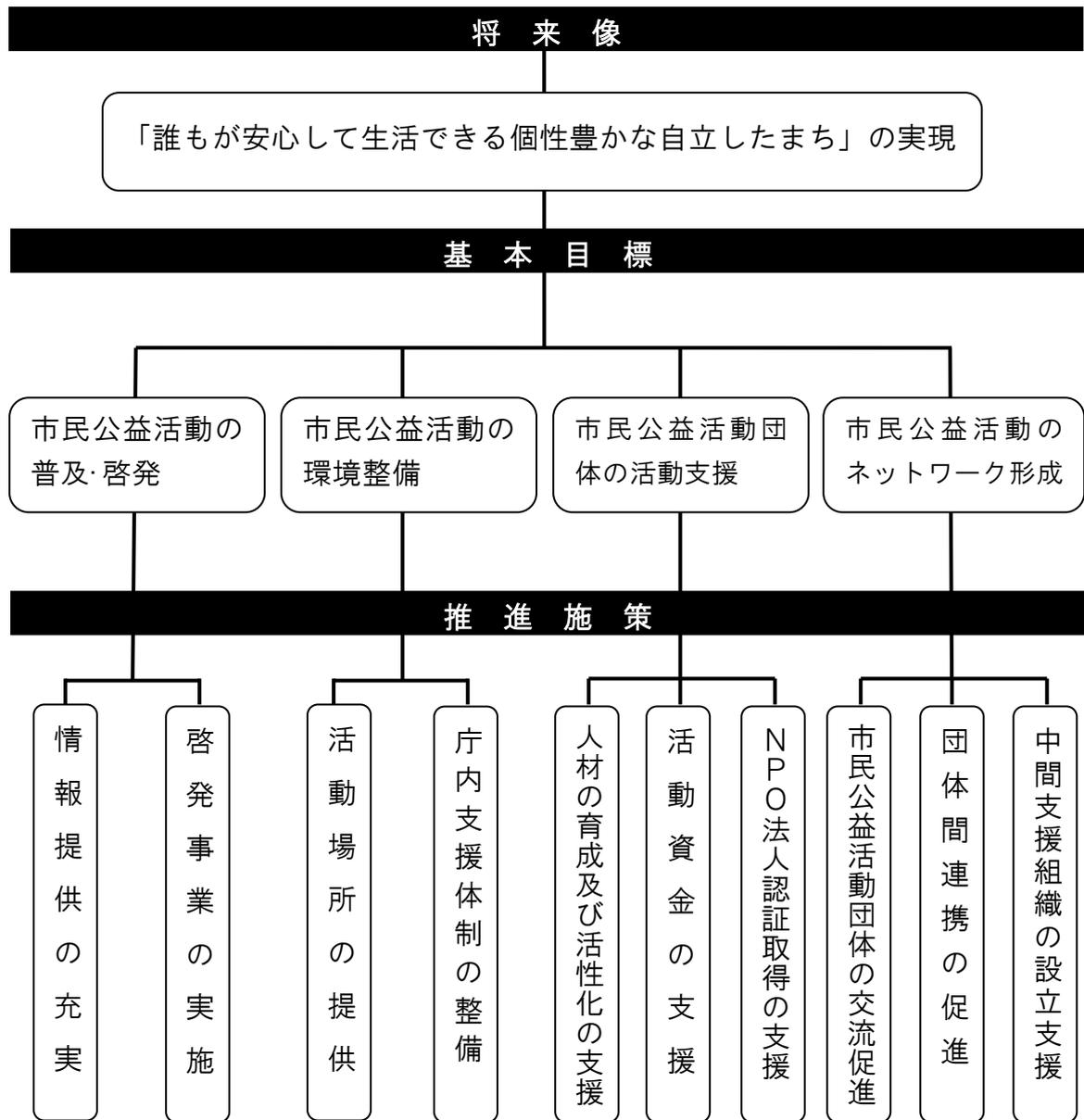
多種多様な市民公益活動団体が、他の組織と交流、連携することにより、互いの団体活動の広がりや組織運営の向上につながることから、各団体間の結びつきが強まるよう、市民公益活動のネットワーク形成に向けた取組を進めます。

#### 推進施策 4-(2) 団体間連携の促進

コミュニティ活動団体、市民公益活動団体、市、企業等様々な主体が横断的に連携・交流できる機会の創出について検討します。

#### 推進施策 4-(3) 中間支援組織の設立支援

行政と地域の間にとって様々な市民公益活動を支援する中間支援組織の設立を支援します。



市民公益活動推進施策体系

## 第5章 市民公益活動推進施策の展開

---

---



## 第5章 市民公益活動推進施策の展開

### 1 市民公益活動の普及・啓発

#### <現状と課題>

現在、市では、市民への市民公益活動の情報提供の方法として、駅掲示板を活用したポスター掲示による団体情報の提供、市民公益活動支援コーナーへの情報掲示等を行っています。

令和4年8月に実施した「市民公益活動に関するアンケート」によると、市民公益活動に対する市の支援については、市民公益活動団体をPRするための方法として、「市の広報に市民公益活動に関する記事を掲載する」という回答が最も多く、続いて「市民公益活動団体の情報をまとめて市のホームページに掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行する」などが有効と考えられています。

#### <推進施策>

##### (1) 情報提供の充実

###### ア 市民公益活動ガイドブック等の発行

市民公益活動団体の情報を共有するため、市民公益活動団体の情報を掲載した「市民公益活動団体紹介冊子」を作成しました。この冊子をイベントで配布するとともに、ホームページで公開し、市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く市民の皆さんに提供します。また、市民公益活動についてのガイドブックを作成し、市民公益活動の方法や団体参加のきっかけづくり等の情報を提供します。

###### イ 広報媒体の活用

市民公益活動団体は、個々に情報を発信していますが、市の広報への情報掲載は特に有効なため、市民公益活動団体の活動を広報で紹介していきます。併せて市のホームページで各市民公益活動団体を紹介します

また、引き続き駅掲示板を活用し、市民公益活動団体の情報発信の場を提供します。

### ウ イベントの活用

多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体が出展して公益活動団体の活動状況をお知らせしています。今後、出展を希望する団体がある場合は、窓口の紹介等の支援を行います。

## (2) 啓発事業の実施

### ア 市民公益活動団体パネル展等の開催

市民公益活動団体パネル展を引き続き実施します。また、市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するため、関連する部署と連携を図り、地域活動も含めた担い手育成や幅広い世代の市民公益活動への参加を促す等の啓発事業の実施を検討します。

### イ 小・中学生のボランティア活動体験の実施

若い世代のボランティア体験の機会を増やすため、小・中学生のボランティア体験を引き続き実施します。

## 2 市民公益活動の環境整備

### <現状と課題>

市民公益活動団体の活動場所については、福祉分野で活動しているボランティア団体は、北本市総合福祉センターを拠点とする傾向があります。

一方、NPO法人は事務所を設置しているため、法人の事務所を活動拠点とする例が多いようです。

その他の団体は、文化センターや地区公民館等を活動拠点とする団体が多く、会場使用料は市民公益活動団体の負担になっています。

また、市民公益活動団体の主体性を尊重しながら、市が市民公益団体との協働を進めるために、職員には市民公益活動の意義や役割、ボランティアやNPO活動への理解が求められます。

### <推進施策>

#### (1) 活動場所の提供

##### ア 公民館貸出制度の見直し

市民公益活動団体に対するアンケートで要望が多いため、引き続き短時間貸出制度の検討を行います。

##### イ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実・拡充

市民公益活動団体に対するアンケートで、活動スペースの設置について要望が多かったため、(仮称)市民活動交流センターの整備に伴い、市民公益活動団体が優先的に使用できるスペースを設置します。

#### (2) 庁内支援体制の整備

##### ア 職員研修の実施

市民公益活動に係る事業の実施に際し、職員の参加を促し、市民公益活動への理解を促進します。

##### イ 庁内連携組織の設置

協働推進等庁内委員会において本計画の推進及び進行管理を行い、庁内連携の推進を図ります。

### 3 市民公益活動団体の活動支援

#### <現状と課題>

市民公益活動団体の活動の課題として、人材不足や財政的な問題が挙げられます。「市民公益活動団体に対するアンケート」によると現在感じている課題については、「活動の担い手の不足」と答えた団体が最も多く、続いて「活動資金の確保」という結果になっています。

活動期間の長い市民公益活動団体では、会員の高齢化が進み、団体活動の維持のために、新たな会員を増やす必要があります。

そのため、会員の人材育成をはじめ、市民公益活動団体の活動内容に賛同し、新たな加入者を増やすための取組が必要です。

また、団体の活動をより安定化、活性化させるため、活動資金面でのサポートや、団体のNPO法人認証取得の支援も課題です。

#### <推進施策>

##### (1) 人材の育成及び活性化の支援

###### ア 人材育成等に関する情報提供の実施

各種講座や助成金等の情報について、提供を希望する団体に対し、メール等で情報提供を行います。また、情報化への取組を希望する団体に相談窓口などの情報を提供します。

###### イ ボランティア登録制度の充実

北本市社会福祉協議会と協力し、引き続き、ボランティア相談を実施します。また、北本市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターで実施しているボランティア登録について、その制度をPRし、更なる市民公益活動の充実を図ります。

##### (2) 活動資金の支援

公募型補助金制度や各種助成金制度について周知します。

##### (3) NPO法人認証取得の支援

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立に関する相談と申請窓口を紹介します。

## 4 市民公益活動のネットワーク形成

### <現状と課題>

市民公益活動団体の中には、先進的な取組を行っている団体もあり、それぞれが活発に活動している事例が見られます。しかしながら、団体同士の交流は活発とはいえない状況にあります。

市民公益活動団体間の結びつきをより強めることは重要です。団体が相互に補完し、個々の活動を協力し合い、活動がより活性化できる体制が確立されることが望ましいものと考えます。活動分野の違う団体が、協働して新たな事業に取り組むことにより、相乗効果も期待できます。

市民公益活動団体のネットワークの促進のため、市内に主たる事務所を有するNPO法人、ボランティア団体等の市民公益活動団体の情報交換会を開催しています。

また、北本市ボランティアセンターでは、ボランティアセンター登録団体の中から北本市ボランティア連絡会が組織されています。

事業者・企業もまちづくりの重要な担い手であることから、市民公益活動団体と企業との連携について、今後も取り組んでいく必要があります。

### <推進施策>

#### (1) 市民公益活動団体の交流促進

市民公益活動団体情報交換会を引き続き実施します。

#### (2) 団体間連携の促進

##### ア 自治会・地域コミュニティ委員会との連携

地域課題の解決のためには、自治会や地域コミュニティ委員会などの自治組織と連携することが有効です。自治会や地域コミュニティ委員会に市民公益活動団体の事業の情報を提供し、連携のきっかけづくりを行います。

##### イ 企業との連携

市内企業に情報交換会に参加を案内し、団体との交流の機会をつくれます。

### (3) 中間支援組織の設立支援

情報交換会等の機会を通じて各団体の連携を深め、中間支援組織の設立に向けた機運を醸成します。

## 第6章 計画の推進





## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

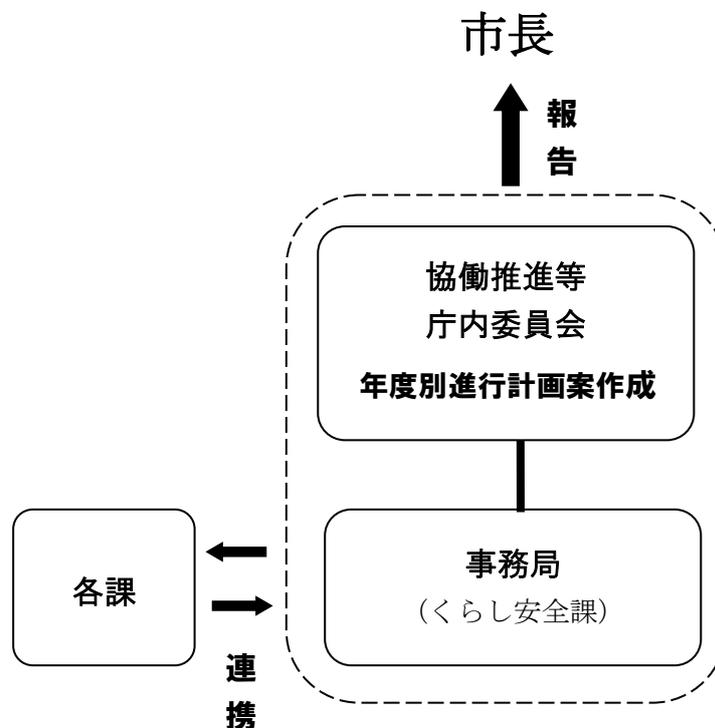
本計画は、中期的な展望に立ち、市民公益活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

したがって、引き続き協働推進等庁内委員会により、これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施します。

### 2 計画の進行管理

年度当初に策定した個別推進事業について、その翌年度に実施状況を確認し、進行管理を行います。

個別推進事業の実施状況は、ホームページ等での公表を通じ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います



市民公益活動推進計画の推進体制



# 資料編





# 北本市自治基本条例

( 平成21年9月30日 )  
条例第 22号 )

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本原則（第4条）

第3章 まちづくりの主体の責務等

第1節 市民（第5条）

第2節 議会（第6条・第7条）

第3節 市長等（第8条—第10条）

第4章 市政運営（第11条—第15条）

第5章 情報共有（第16条・第17条）

第6章 参画及び協働（第18条—第24条）

第7章 他団体との連携及び協力（第25条）

第8章 実効性の確保（第26条・第27条）

### 附則

私たちのまち北本市は、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に走り、西端には、かつて当地と江戸を結ぶ舟運が発達した荒川が流れるまちです。

先人たちは、その中山道や荒川、現在に残す雑木林等、恵まれた立地条件と自然環境のなかで、知恵と工夫と努力により、日々の生活を営みながら、歴史と文化と豊かな自然を現在に残してきました。

今、地方分権の時代を迎え、私たちには、自らのことは自らが決し、その責任は自らが負うという自治の理念の下に、市民主権の地方自治を確立することが求められています。

そのためには、市民はまちづくりの主役となり、自らの責任においてまちづくりに参加し、市は開かれた市政の確立と市民の参画が可能な仕組みづくりに努め、市民と市とが情報を共有し、協働してまちづくりを進める必要があります。

このような認識の下に、私たちは、北本市における住民自治を確立し、豊かな自然と歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぎ、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くため、この条例を定めます。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかに

するとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、北本市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

## 第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。
- 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。
- 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

## 第3章 まちづくりの主体の責務等

### 第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利、参画する権利及び行政サービスを等しく受ける権利を有する。

- 2 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 3 市民は、市民相互の連携に努めるものとする。

- 4 事業者は、まちづくりに関し理解及び協力をするとともに、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。
- 5 事業者は、事業を行うに当たっては、住環境に配慮し、市民が安心して住むことができるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

## 第2節 議会

### (議会の責務)

第6条 議会は、北本市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

- 2 議会は、市政運営への監視機能を高めるとともに、市民の福祉の増進に努めなければならない。
- 3 議会は、議会に関する情報を市民に分かりやすく説明する責務を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

### (議員の責務)

第7条 議員は、住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

## 第3節 市長等

### (市長の責務)

第8条 市長は、第4条に規定する基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 市長は、北本市の代表者として住民の信託にこたえ、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
- 3 市長は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を構築しなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

### (他の執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて市長と同等の責務を負い、他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

### (職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、常に研鑽に努めるとともに、職員相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

## 第4章 市政運営

(総合計画等)

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第12条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、行政評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、市民が意見を述べることができる機会を設けなければならない。

(行政手続等)

第13条 市長等は、処分その他の行政手続について、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護しなければならない。

2 処分その他の行政手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市長等は、違法性や不当性の事実を確認したときはその是正に努めなければならない。

(説明責任)

第14条 市長等は、政策の企画立案、実施及び評価に当たり、その内容、必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(財政運営及び財産管理)

第15条 市長は、中長期的な財政の見通しの下に、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、財源の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。

3 市長等は、北本市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、財政状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表しなければならない。

第5章 情報共有

(情報の公開及び発信)

第16条 市は、市政に関する市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。

2 市が保有する情報の公開に関し必要な事項については、別に条例で定める。

3 市は、市民の参画及び市民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

(個人情報保護)

第17条 市は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政運営を確保し、市民の基本的な権利を擁護しなければならない。

2 個人情報の適正な取扱い及び市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等に関し必要な事項については、別に条例で定める。

#### 第6章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市長等は、市民の参画を推進しなければならない。

2 市は、市民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(附属機関等の委員の選任)

第19条 市長等は、附属機関及びこれに類するものの委員の選任をするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(パブリック・コメント手続)

第20条 市長等は、重要な計画の策定及び条例の制定に係る案について、パブリック・コメント手続を実施し、市民が意見を述べるができる機会を保障しなければならない。

2 パブリック・コメント手続に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(意見、要望等への対応)

第21条 市長等は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(コミュニティの活動の支援)

第22条 市長等は、地域に根ざした自治会その他のコミュニティの活動の役割を認識し、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(公益的活動の支援)

第23条 市長等は、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めなければならない。この場合において、市長等の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

(住民投票)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施するものとする。

- (1) 法令の定めるところにより、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
- (2) 法令の定めるところにより、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
- (3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ、前項の条例で定める。

3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 他団体との連携及び協力

第25条 市は、共通する課題の解決のため、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

第8章 実効性の確保

(北本市自治基本条例審議会)

第26条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、北本市自治基本条例審議会を設置する。

2 北本市自治基本条例審議会は、市長の諮問に応じるもののほか、当該審議会の長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長及び当該審議会が必要と認める事項に関すること。

(この条例の検証及び見直し)

第27条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、及び見直さなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。  
別表庁舎建設委員会委員の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会 委員	日額	5,500円	
-----------------	----	--------	--

## 北本市協働推進条例

( 平成24年9月28日  
条例第 25号 )

### (目的)

第1条 この条例は、市民等及び市長等の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定めることにより、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内の学校に在学する者
- (3) コミュニティ活動団体 コミュニティ活動（一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。）を行う団体をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。
  - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
  - オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動
- (5) 市民等 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体をいう。
- (6) 協働事業 市民等及び市長等が、対等の立場で共通の目標に向け

て協力して実施する事業をいう。

(基本原則)

第3条 協働は、市民等及び市長等が、互いの特性を理解して行うものとする。

2 協働は、市民等及び市長等が、単独では成し得ない効果をあげることを目指して行うものとする。

3 協働は、市民等及び市長等の相互が、役割を分担し、及び応分の責任を明確にして行うものとする。

4 協働は、市民等及び市長等が、公正性及び透明性を確保して行うものとする。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、協働に関し、職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(協働事業の提案)

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

(登録)

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

(協働事業の採択)

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決

定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、次に掲げる事項（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

（協定の締結）

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第10条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事業の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

（条例の見直し）

第11条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 北本市協働推進条例施行規則

(平成24年10月5日  
規則第40号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市協働推進条例（平成24年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による申請は、北本市協働パートナー登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の北本市協働パートナー登録申請書には、次の各号に掲げる申請をするものの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 市民（市内に住所を有する者を除く。） 市内に事務所若しくは事業所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学することを証する書類

(2) コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（市民公益活動を行う個人を除く。） 次に掲げる書類

ア 規約又は会則

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 申請をする年度の前年度に係る収支決算書及び事業報告書

エ 申請をする年度に係る予算書及び事業計画書

オ アからエまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する書類で、市長が必要と認めるもの

(登録決定通知)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、北本市協働パートナー登録可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録事項の変更)

第4条 条例第7条第1項の登録を受けた市民等（以下「登録市民等」という。）は、その登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、北本市協働パートナー登録事項変更届出書（様式第3号）に、当該変更の内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録市民等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 市民等に該当しなくなったとき。

(2) 登録の内容に虚偽の事実があるとき。

(3) 登録市民等から申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、北本市協働パートナー登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録を取り消された市民等に通知するものとする。

（提案の方法）

第6条 条例第6条第2項の規定による提案は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 北本市協働事業提案書（様式第5号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（採択の通知）

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、北本市協働事業採択・不採択決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 協働事業者は、当該協定に係る協働事業が終了したときは、北本市協働事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（協働事業の実施に係る公表）

第9条 条例第8条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第10条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式 略

北本市市民公益活動推進計画(2018-2022) 年度別進行計画実施状況

1 市民公益活動の普及・啓発									
推進施策		内 容	施策の実施状況	進捗状況					推進課
				2018	2019	2020	2021	2022	
(1) 情報提供の充実	ア 市民公益活動ガイドブック等の発行	「市民公益活動団体紹介冊子」をさらに拡充し、そのデータベースをもとに市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く提供する。	紹介冊子については、講座や講演会で広く配布したほか、市民公益活動コーナーで配布した。内容は随時更新。ガイドブックについては、団体への聞き取りを行い、内容等について検討していく予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大により、ほとんどの団体が活動を縮小しているため、作成を見合わせている。						くらし安全課
	イ 既存の広報媒体の見直し	市民公益活動団体の活動状況を広報きたもとで周知するとともに、市のホームページ上でも同じ内容を掲載する。また、引き続き駅掲示板を活用し、市民公益活動団体の情報発信の場を提供する。	広報きたもとに団体紹介記事を連載の形で掲載した。駅掲示板については、団体の情報発信の場として活用されている。						市長公室 くらし安全課
	ウ イベントの活用	多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体が出展している。今後、出展を希望する団体がある場合は、窓口の紹介等の支援を行う。	みどりのフェスティバル、さくらまつり等のイベントに、市民公益活動団体の活動をPRするブースが設置された。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベントが中止または縮小され、団体も参加を見送った。						くらし安全課 関係課

(2) 講座・啓発事業の開催	ア 市民公益活動団体パネル展等の開催	市民公益活動団体パネル展を引き続き実施する。また、市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するため関連する部署で連携を図り、地域活動も含めた担い手育成や幅広い世代の市民公益活動への参加を促す研修・講座・講演等の実施を検討する。	市民公益活動団体パネル展を実施した。また、令和元年度は、有志団体による企画会議で実施内容を検討しパネル展を開催した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止したが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、パネル展を開催した。 2018年度はセカンドライブ講演会で(公財)いきいき埼玉・北本市社会福祉協議会との連携により、ボランティア養成講座を開催し、同時にパネル展も行った。							くらし安全課 共生福祉課 高齢介護課
	イ 小中学生のボランティア活動体験の拡充	ボランティア体験を引き続き実施拡充する。	社会福祉協議会と市内小中学校が連携し、ボランティア体験プログラムを実施している。 ※協力団体 北本市社会福祉協議会							学校教育課 社会福祉協議会

2 市民公益活動の環境整備										
推進施策	内 容	施策の実施状況	進捗状況					推進課		
			2018	2019	2020	2021	2022			
(1) 活動場の提供	ア 公民館貸出制度の見直し	短時間貸出制度の検討を行う。	運用上の課題等の聞き取り調査を行った。課題を整理し、検討を行っている。							生涯学習課
	イ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実・拡充	地区公民館等に支援コーナーの設置を検討するとともに、市役所内の支援コーナーの拡充を検討する。	公共施設適正配置の検討と併せ、市役所以外の施設への支援コーナーの設置等を検討していく。							行政経営課 くらし安全課 生涯学習課

(2)	庁内支援体制の整備	ア 職員研修の実施	市民公益活動に係る事業の実施に際し、職員の参加を促し、市民公益活動への理解を促進する。	市民公益活動団体情報交換会に合わせて、市職員に対する研修を実施した。市民活動団体パネル展の開催を職員に対しても案内し、市民公益活動団体の活動を周知した。							総務課 くらし安全課 全課
		イ 庁内連携組織の設置	市民公益活動支援を推進する庁内連携組織として、引き続き協働推進等庁内委員会を設置する。	協働推進等庁内委員会で、公募型補助金の制度の見直しを行った。協働推進等庁内委員会に計画の進捗状況を報告し、庁内の連携を図った。							くらし安全課 全課

3 市民公益活動団体の活動支援											
推進施策		内容	施策の実施状況	進捗状況					推進課		
				2018	2019	2020	2021	2022			
(1)	人材の育成及び活性化の支援	ア 人材育成等に関する情報提供の実施	各種講座や助成金等の情報について、提供を希望する団体に対し、メールにより情報提供を行う。	各種講座や助成金等の情報について、提供を希望する団体に対し、メールにより情報提供を行った。							くらし安全課
		イ ボランティア登録制度の充実	北本市社会福祉協議会と相談し、引き続き、ボランティア相談を実施する。また、北本市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターで実施しているボランティア登録について、その制度をPRし、更なる市民公益活動の充実を図る。	毎月1回、市役所ロビーにおいて社会福祉協議会がボランティア相談を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止している。							くらし安全課 社会福祉協議会
(2)	活動資金の支援	公募型補助金制度が利用しやすい制度になるよう検討を行う。	募集期間の拡大や提出書類の見直しを行い、利用しやすい制度として改善を図った。								くらし安全課
(3)	NPO法人認証取得の支援	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立に要する費用に対して、引き続き補助を行う。	補助制度は継続しているが、申請はなかった。								くらし安全課

4 市民公益活動のネットワーク形成								
推進施策	内 容	施策の実施状況	進捗状況					推進課
			2018	2019	2020	2021	2022	
(1) 市民公益活動団体の交流促進	市民公益活動団体情報交換会を引き続き実施する。	市民公益活動団体情報交換会を、開催した。パネル展の企画会議を開催した。令和元年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止している。						くらし安全課 社会福祉協議会
(2) 団体間連携の促進	自治会・地域コミュニティ委員会との連携	自治会や地域コミュニティとの連携について、北本市自治会連合会及び北本市コミュニティ協議会と協議を行う。						くらし安全課
	イ 企業との連携	情報交換会について、引き続き市内企業も参加していただく形で実施する。	平成 29 年度に実施したアンケートで、市民公益活動団体と交流を希望した企業に対し、情報交換会への参加を呼びかけている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため情報交換会中止。					くらし安全課 産業観光課
(3) 中間支援組織の設立支援	情報交換会等の機会を通じて各団体の交流を深めていただき、中間支援組織の設立に向けた機運を醸成する。	市民公益活動団体情報交換会やパネル展を通じて団体間の交流が深まっているが、今のところ、中間支援組織の設立の動きがない。						くらし安全課

北本市市民公益活動推進計画(R5-R9) 年度別進行計画

1 市民公益活動の普及・啓発									
推進施策		内 容	年度別進行計画					推進課	
			R5	R6	R7	R8	R9		
(1) 情報提供の充実	ア 市民公益活動ガイドブック等の発行	「市民公益活動団体紹介冊子」を、イベントで配布・ホームページで公開する等により、市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く提供する。市民公益活動に関するガイドブックを作成し、市民公益活動についての情報や団体参加のきっかけづくり等の情報を提供する。						→	くらし安全課
	イ 広報媒体の活用	機会を捉えて市民公益活動団体の活動を広報きたもとで紹介する。また市のホームページ上で団体を紹介する。駅掲示板を活用し、市民公益活動団体の情報発信の場を提供する。						→	市長公室 くらし安全課
	ウ イベントの活用	多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体が出展している。出展を希望する団体がある場合、窓口の紹介等の支援を行う。						→	くらし安全課 関係課
(2) 啓発事業の実施	ア 市民公益活動団体パネル展等の開催	市民公益活動団体パネル展を引き続き実施する。また、市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するため関連する部署で連携を図り、地域活動も含めた担い手育成や幅広い世代の市民公益活動への参加を促す啓発事業の実施を検討する。						→	くらし安全課 共生福祉課 高齢介護課
	イ 小・中学生のボランティア活動体験の実施	小・中学生のボランティア体験を引き続き実施する。						→	学校教育課 社会福祉協議会

2 市民公益活動の環境整備								
推進施策		内 容	年度別進行計画					推進課
			R5	R6	R7	R8	R9	
(1) 活動場所の提供	ア 公民館貸出制度の見直し	短時間貸出制度の検討を行う。						生涯学習課
	イ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実・拡充	(仮称)市民活動交流センターの整備に伴い、市民公益活動団体が優先的に利用できるスペースを設置する。また、市役所内の支援コーナーの充実を図る。						行政経営課 くらし安全課 生涯学習課
(2) 庁内支援体制の整備	ア 職員研修の実施	市民公益活動に係る事業の実施を周知し、職員の市民公益活動への理解と参加を促進する。また、市民公益活動団体の活動を職員に積極的に情報提供し、市民公益活動への理解を促進する。						総務課 くらし安全課 全課
	イ 庁内連携組織の設置	協働推進等庁内委員会に計画の進捗状況を報告し、計画の推進及び庁内の連携を図る。						くらし安全課 全課

3 市民公益活動団体の活動支援								
推進施策		内 容	年度別進行計画					推進課
			R5	R6	R7	R8	R9	
(1) 人材の育成及び活性化の支援	ア 人材育成等に関する情報提供の実施	各種講座や助成金等の情報について、希望する団体に対し情報提供を行う。また、市民公益活動団体がオンライン会議の開催や SNS の活用ができるよう、希望する団体には、先行事例や相談先等の情報提供を行う。						くらし安全課

	ボランティア登録制度の充実	引き続き、社会福祉協議会ボランティアセンターと連携しボランティア相談を実施する。ボランティア登録制度をPRし、活動の活性化を図る。また、ボランティア登録団体との連携を図るため、登録者に対し市民公益活動団体の情報提供を行う。							くらし安全課 社会福祉協議会
(2)	活動資金の支援	公募型補助金や各種助成金の利用について周知する。							くらし安全課
(3)	NPO法人認証取得の支援	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立に関する相談と申請窓口を紹介する。							くらし安全課

4 市民公益活動のネットワーク形成									
推進施策		内容	年度別進行計画					推進課	
			R5	R6	R7	R8	R9		
(1)	市民公益活動団体の交流促進	市民公益活動団体情報交換会を開催し、市の支援制度の紹介や意見交換を行う。団体間交流の時間を設け、交流を促す。							くらし安全課 関係課
(2)	自治会・地域コミュニティ委員会との連携	市民公益活動団体が、自治会や地域コミュニティ委員会などの地域で活動する団体と連携できるよう、情報の提供を行い、交流の機会をつくる。							くらし安全課
	企業との連携	市民公益活動団体との交流を希望する企業に対して、情報交換会の案内を送付するなど、交流のきっかけをつくる。							くらし安全課 産業観光課
(3)	中間支援組織の設立支援	引き続き各団体の交流を促進し、市民公益活動の活性化を図り、中間支援組織設立の機運を高める。							くらし安全課



# 市民公益活動に関するアンケート調査報告書

令和4年9月

北本市

## I 市民公益活動に関するアンケート実施概要

### 1 調査の目的

市では北本市自治基本条例に掲げる市民主役のまちづくりを目指し、市民公益活動を支援しています。

今回、北本市市民公益活動推進計画の見直しに当たり、市内の市民公益活動団体の現状や市民公益活動に携わる方の意見等を把握するためアンケート調査を実施しました。

### 2 調査概要

#### (1) アンケート送付先（計72団体）

- ア 市内に主たる事務所を置くNPO法人（埼玉県認証団体） 15団体
- イ 北本市ボランティアセンター登録団体 38団体
- ウ 埼玉県NPO情報ステーション登録団体 6団体
- エ 北本市市民公益活動団体 登録団体 13団体

#### (2) 提出方法

郵送による配付・回収

#### (3) 調査期間

令和4年7月1日～8月10日

#### (4)回収結果

アンケートを送付した72団体中、回答のあった団体は45団体、有効回答率は62.5%でした。

### 3 報告書の表記について

(1)調査結果の比率はすべて%で表しており、その質問の回答者数を基数として、少数第2位を四捨五入して算出しています。なお、合計が100%にならない場合があります。

(2)複数回答形式の場合、合計が100%を超えます。

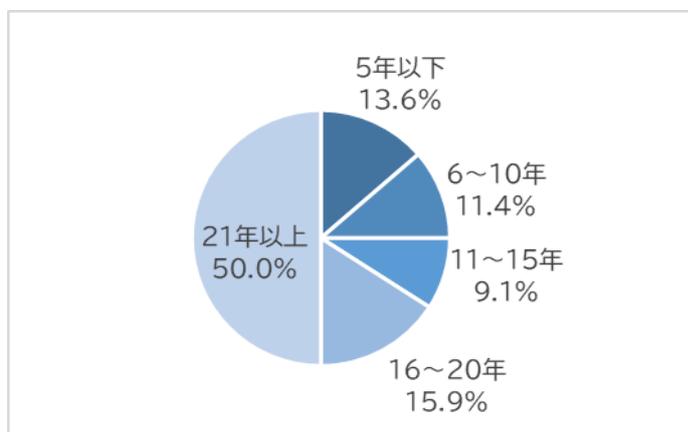
(3)グラフ中の「n」とは、その質問への回答者数を表します。割合は無回答を除いた回答人数（有効回答数）を分母として算出しているため、有効回答数（n）は異なる場合があります。

(4)質問の選択肢は意味を損なわない程度に省略した表現を用いている場合があります。

## II アンケート集計結果

### 1 団体の状況について

【問1】活動を開始してからの経過年数（n = 44）



活動を開始してからの経過年数については、「21年以上」と回答した団体が最も多く、「11年から15年以下」が最も少ないという結果でした。10年を超えて活動している団体が7割以上であり、長期間継続して活動している団体が多くなっています。

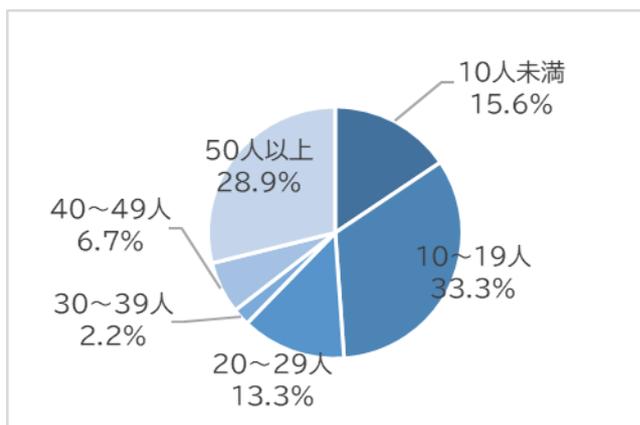
【問2】主な活動分野について（複数回答可）（n = 45）

(1) 保健・医療・福祉	23 (51.1%)
(2) 社会教育	7 (15.6%)
(3) まちづくり	11 (24.4%)
(4) 観光	3 (6.7%)
(5) 学術・文化・芸術・スポーツ	10 (22.2%)
(6) 環境保全	4 (8.9%)
(7) 災害救援	2 (4.4%)
(8) 地域安全	2 (4.4%)
(9) 人権・平和	6 (13.3%)
(10) 国際協力	1 (2.2%)
(11) 男女共同参画	3 (6.7%)
(12) 子どもの健全育成	13 (28.9%)
(13) 情報化社会の発展	0 (0%)
(14) 科学技術の振興	1 (2.2%)

(15) 経済活動の活性化	1 ( 2. 2%)
(16) 職能開発・雇用拡充	1 ( 2. 2%)
(17) 消費者保護	0 ( 0%)
(18) NPO支援	2 ( 4. 4%)
(19) その他	8 (17. 8%)

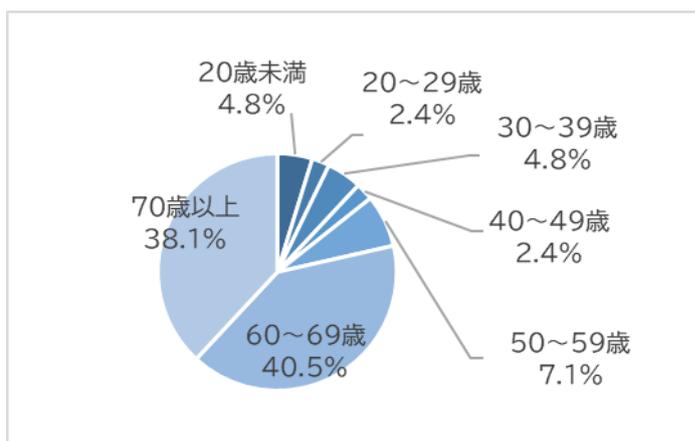
活動分野については、「保健・医療・福祉」が最も多く、続いて、「子供の健全育成」「まちづくり」という結果でした。その他の内容は「地域貢献」、「健康維持」等がありました。

【問3】会員数 (n = 45)



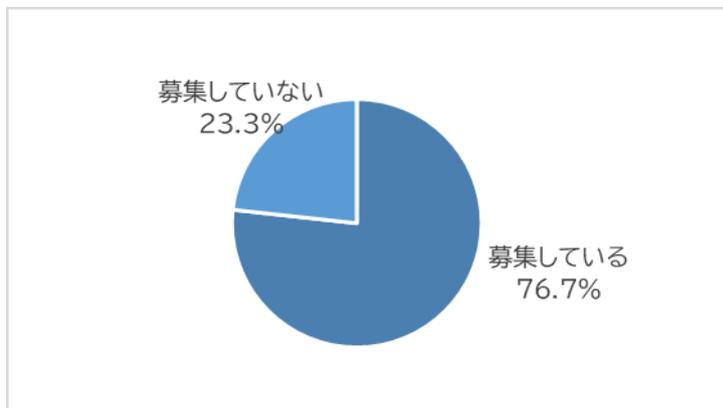
会員数については、「10~19人」と回答した団体が最も多く、続いて「50人以上」という結果でした。

【問4】会員の主な年齢構成 (n = 42)



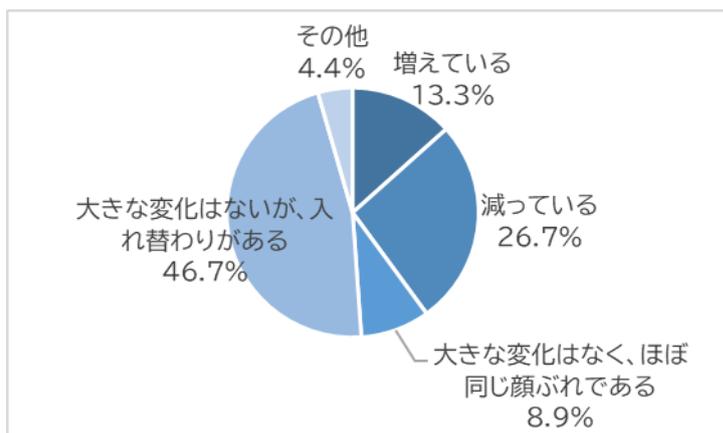
会員の年齢構成については、「60～69歳」と回答した団体が最も多く、続いて「70歳以上」、「50～59歳」という結果でした。主に60歳以上の会員で構成される団体が8割近くを占め、団体の高齢化が進んでいます。

【問5】新規会員の募集の有無（n = 43）



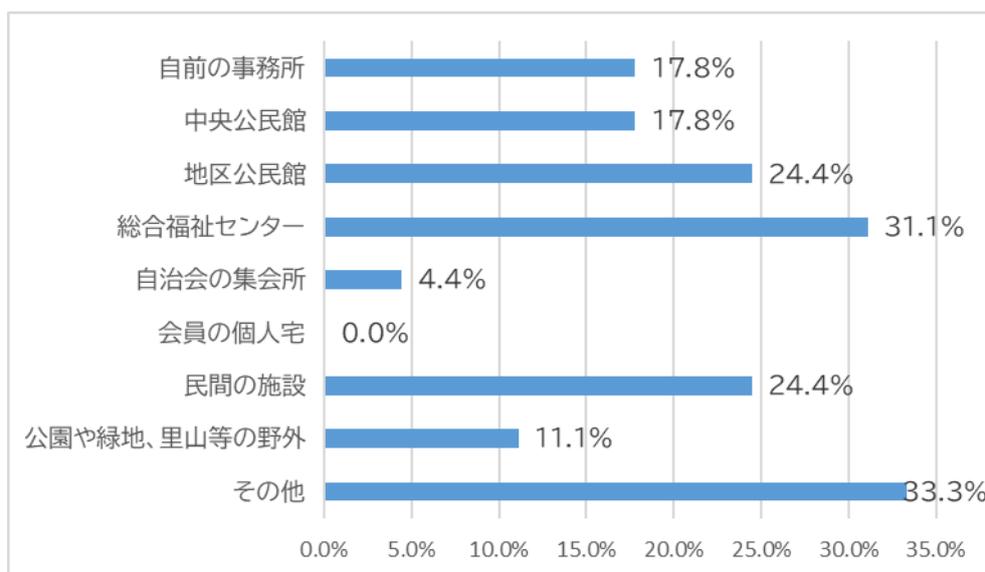
新規会員については、約7割の団体が「募集している」と回答しています。

【問6】会員数の動向（n = 45）



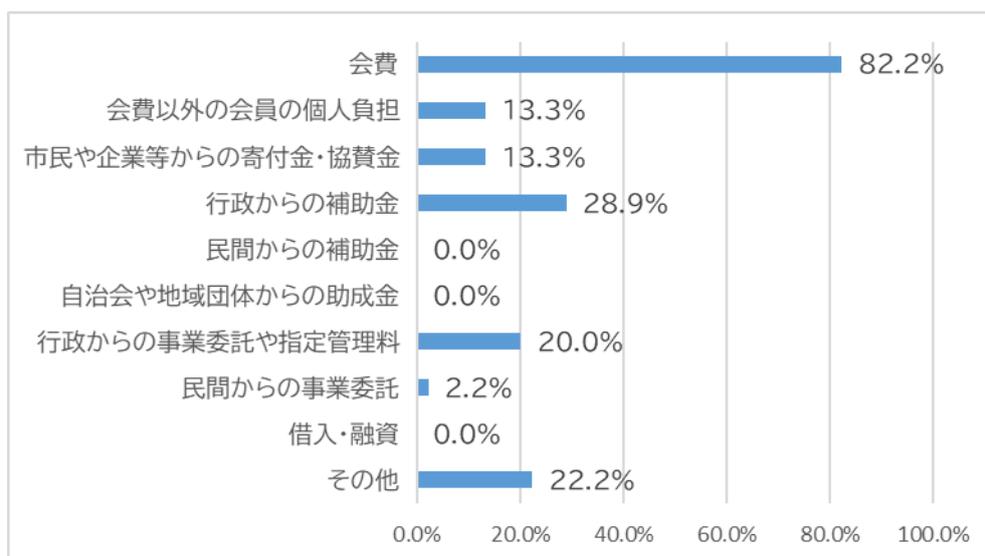
会員数の動向については、「会員数に大きな変化はないが、入れ替わりがある」と回答した団体が最も多く、続いて「会員数が減っている」という結果でした。

【問7】主な活動場所（2つまで）（n = 45）



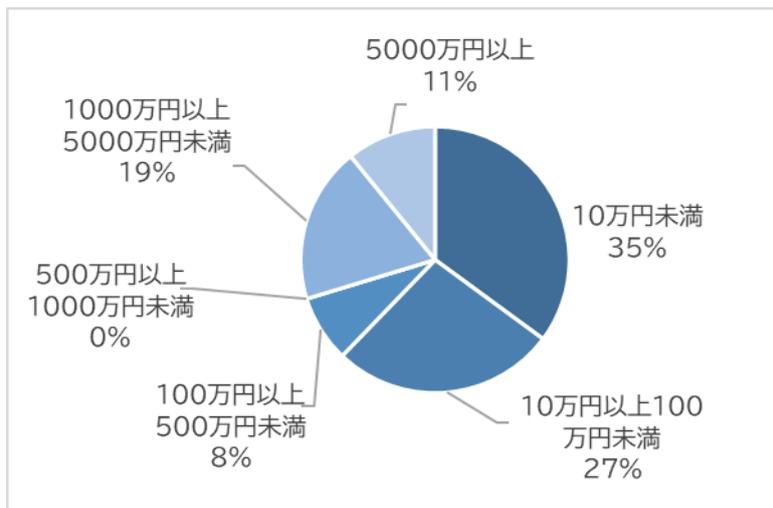
主な活動場所については、公民館等の公共施設を利用している団体が多く、続いて「民間の施設」、「その他」という結果でした。「その他」には、訪問先や活動場所である施設等がありました。

【問8】主な活動資金（2つまで）（n = 45）



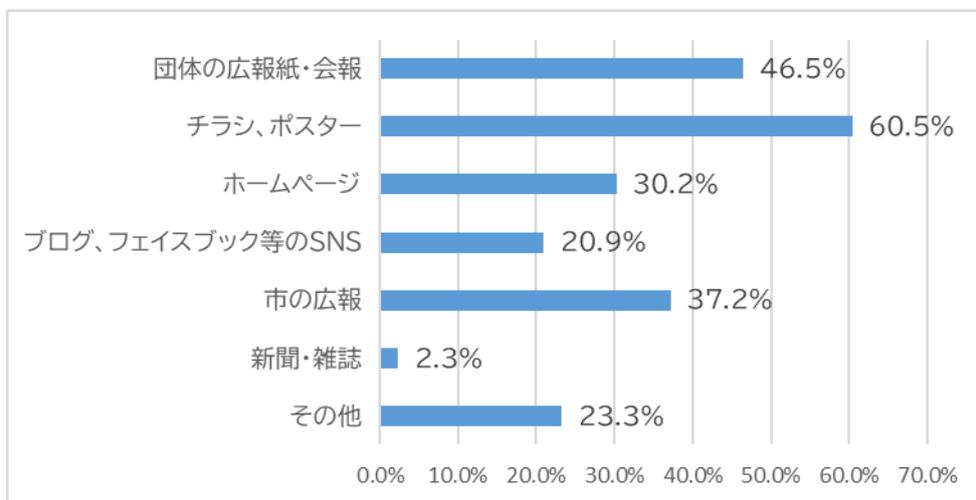
主な活動資金については、「会費」と回答した団体が最も多く、続いて「行政からの補助金」という結果でした。「その他」は、社会福祉協議会からの補助や独自事業による収入等がありました。

【問9】年間の予算規模（n = 37）



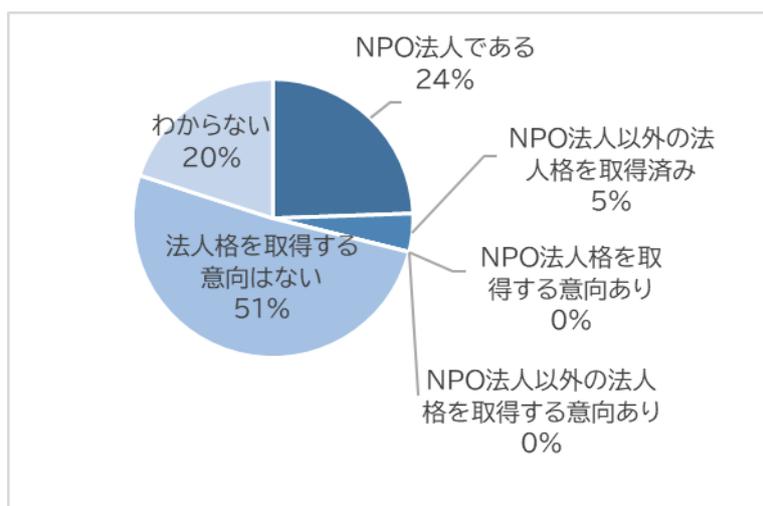
年間の予算については、「10万円未満」である団体が最も多く、続いて「10万円以上100万円未満」、「1000万円以上5000万円未満」という結果でした。

【問10】情報発信の方法（複数回答可）（n = 43）



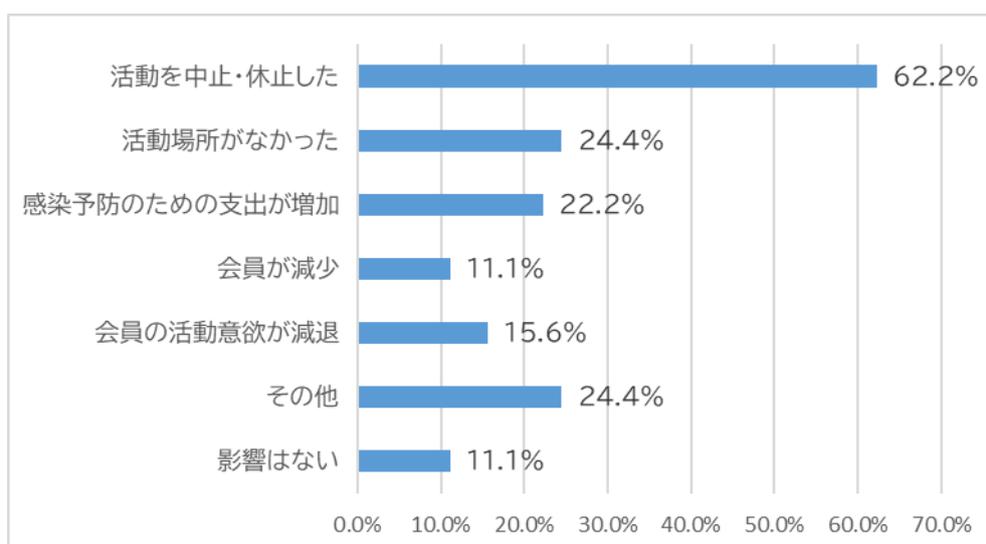
各団体が実施している情報発信の方法については、「チラシ・ポスター」と回答した団体が最も多く、続いて「団体の広報紙・会報」、「市の広報」という結果でした。その他の内容は「口コミ」「社協の広報」などが挙げられました。

【問 11】 法人格取得の意向（n = 45）



法人格取得の意向については、「法人格を取得する意向はない」と答えた団体が最も多く、続いて「NPO法人である」という結果でした。「NPO法人以外の法人格を取得済みである」と回答した団体の法人格の種別は、社会福祉法人与一般社団法人でした。

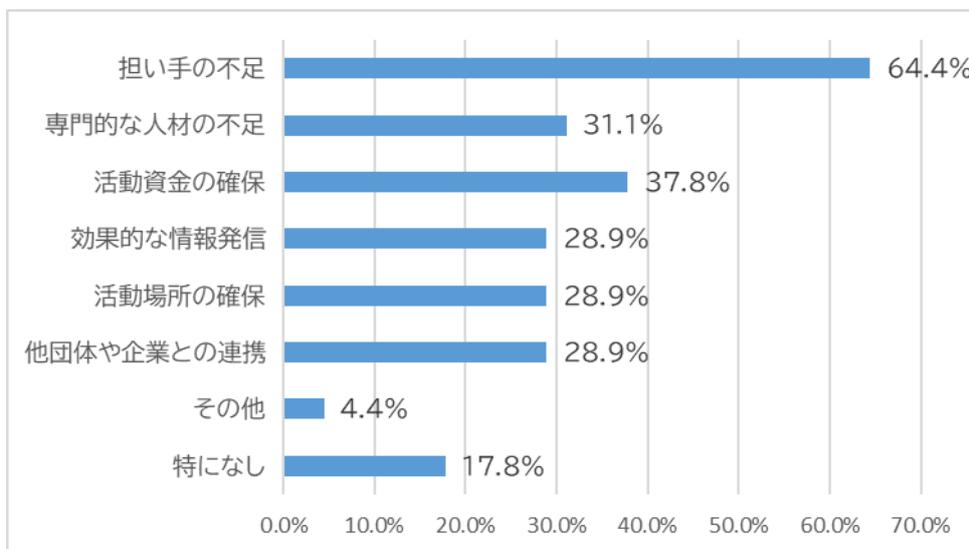
【問 12】 コロナ禍の影響（複数回答可）（n = 45）



新型コロナウイルス感染拡大による影響は、「活動を中止・休止した」と答えた団体が最も多く、続いて、「活動場所がなかった」という結果でした。その他は、「オンラインを活用した」「感染防止をして事業を継続した」等がありました。一方で、「会員が減少」、「会員の活動意欲が減退」は少なく、新型コロナウイルス感染拡大による会員の活動意欲への影響は少ないことが伺えます。

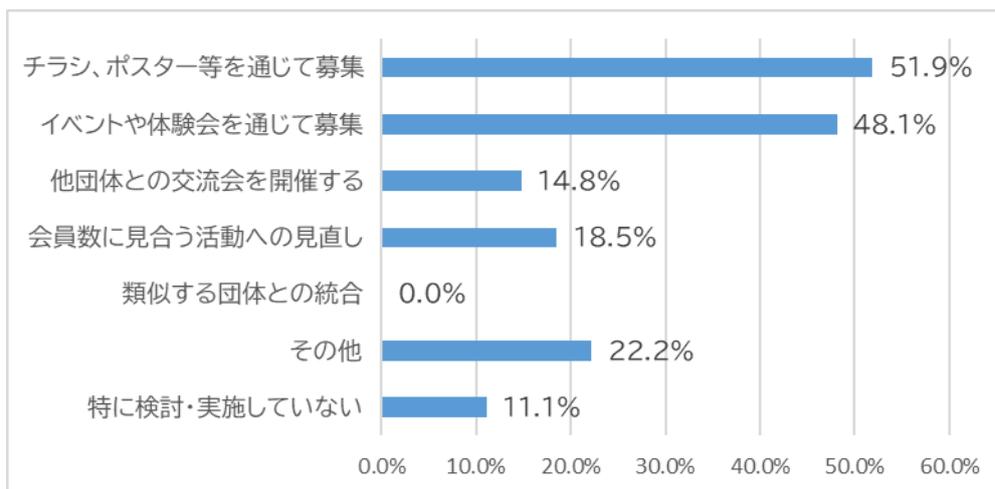
## 2 現在の課題について

【問 13】 現在感じている課題（複数回答可）（n = 45）



現在感じている課題については、「活動の担い手の不足」と答えた団体が最も多く、続いて「活動資金の確保」が多くなっています。

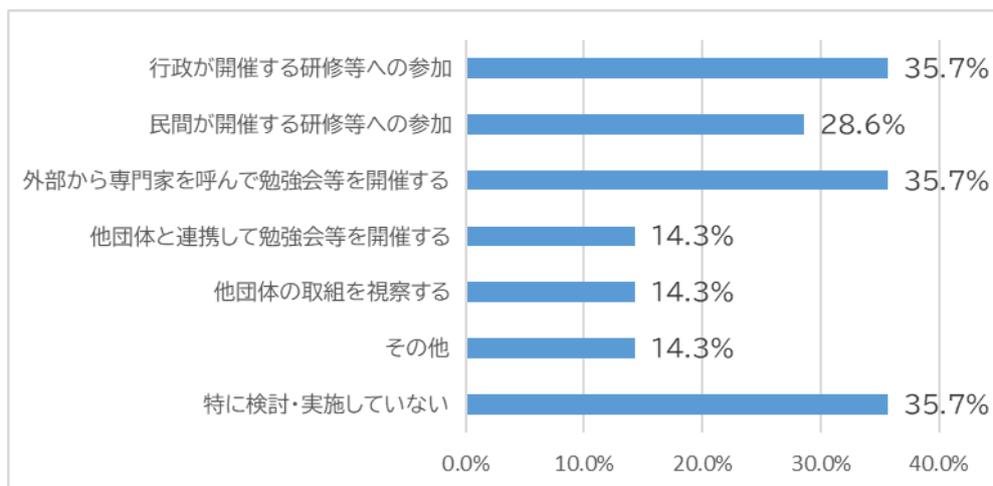
【問 14】 「活動の担い手の不足」に対する解決方法（複数回答可）（n = 27）



「問 13 現在感じている課題」で「活動の担い手の不足」と回答した団体の内、課題を解決する方法については、「チラシ、ポスター等を通じて会員を募集する」、「イベントや体験会等を通じて会員を募集する」が多くなっています。その他の内容は、声かけ、口コミ、紹介等がありました。

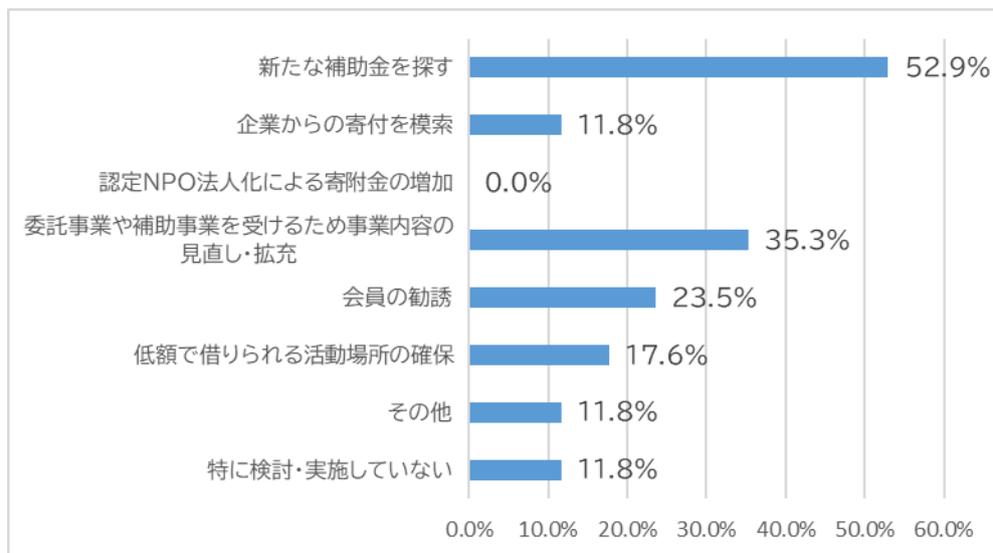
【問 15】 「専門的な知識や技術を持っている人材の不足」に対する解決方法

(複数回答可) (n = 14)



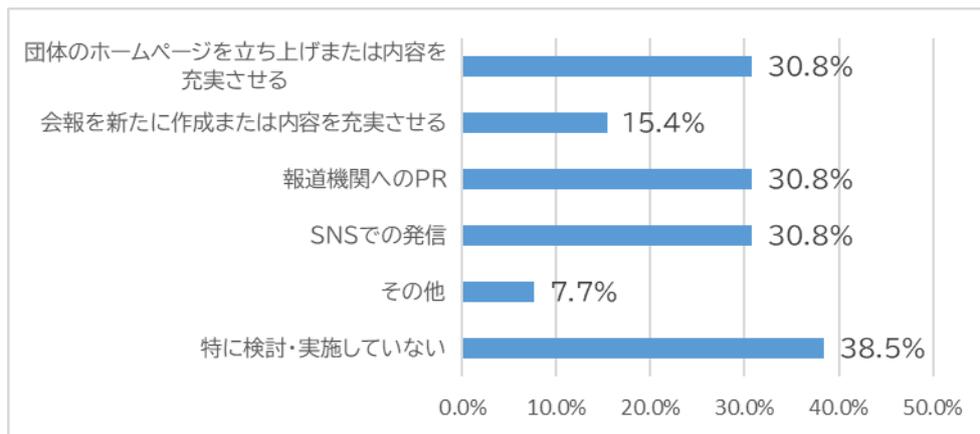
「問 13 現在感じている課題」で「専門的な知識や技術を持っている人材の不足」と回答した団体の内、課題に対しての解決方法については、「行政が開催する研修等への参加」、「外部から専門家を呼んで勉強会等を開催する」、「特に検討・実施していない」が多くなっています。

【問 16】 「活動資金の確保」に対する解決方法 (複数回答可) (n = 17)



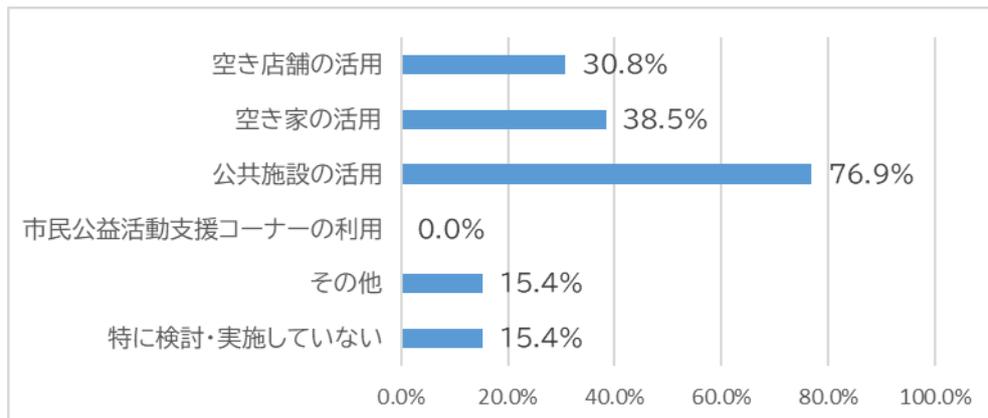
「問 13 現在感じている課題」で「活動資金の確保」と回答した団体の内、その課題に対しての解決方法については、「新たな補助金を探す」、「委託事業や補助事業を受けるための事業内容の見直しや拡充」が多くなっています。

【問 17】 「効果的な情報発信」に対する解決方法（複数回答可）（n = 13）



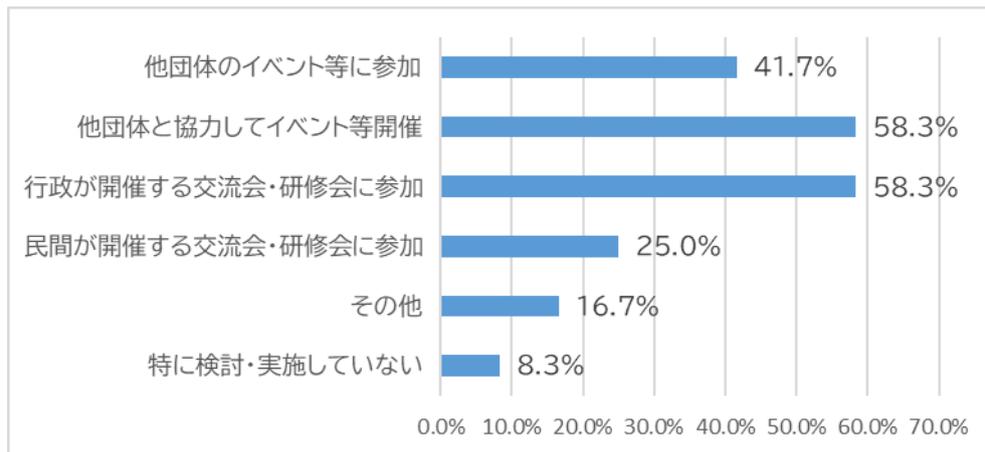
「問 13 現在感じている課題」で「効果的な情報発信」と回答した団体の内、その課題に対しての解決方法については、「特に検討・実施していない」が最も多く、続いて「団体のホームページを新たに立ち上げるまたは内容を充実させる」、「報道機関へのPR」、「SNSでの発信」となっています。

【問 18】 「活動場所の確保」に対する解決方法（複数回答可）（n = 13）



「問 13 現在感じている課題」で「活動場所の確保」と回答した団体の内、課題に対しての解決方法については、「公共施設の活用」が最も多く、次に「空き家の活用」、「空き店舗の活用」という回答が多くなっています。

【問 19】 「他団体や企業との連携」に対する解決方法（複数回答可）（n = 12）



「問 13 現在感じている課題」で「他団体や企業との連携」と回答した団体の内、課題に対しての解決方法については、「他団体と協力してイベント等開催」、「行政が開催する交流や研修等に参加」という回答が多くなっています。

【問 19-1】 他団体や企業との交流や連携を実施した事例

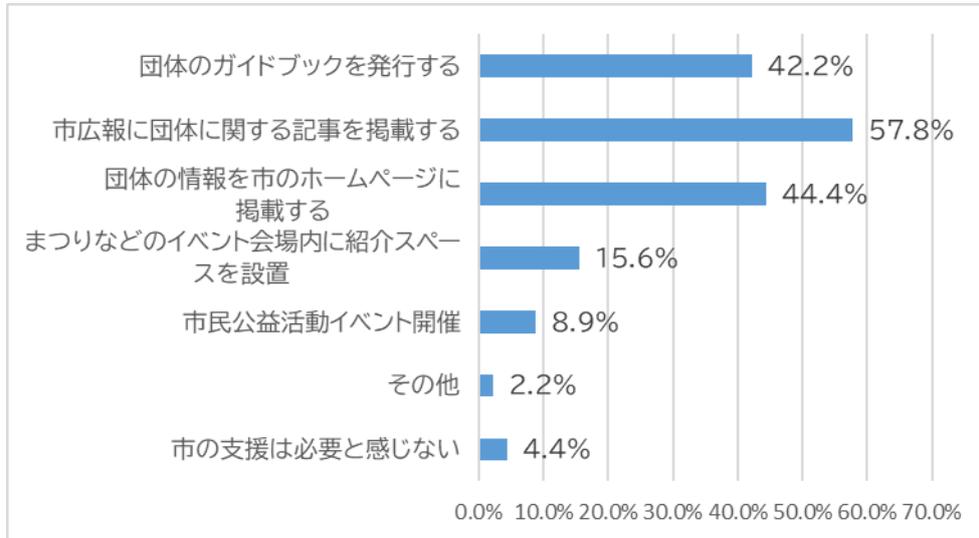
- ・他団体のイベント・講演会に参加
  - ・他団体と共催で事業を実施
- などの回答がありました。

【問 20】 「その他の課題」に対する解決方法

- ・外国出身者を雇用している企業を訪問し、日本語学習と生活支援情報を必要としているかなどの聞き取りを行っている。
  - ・たまサポに相談したいと思っている。
- などの回答がありました。

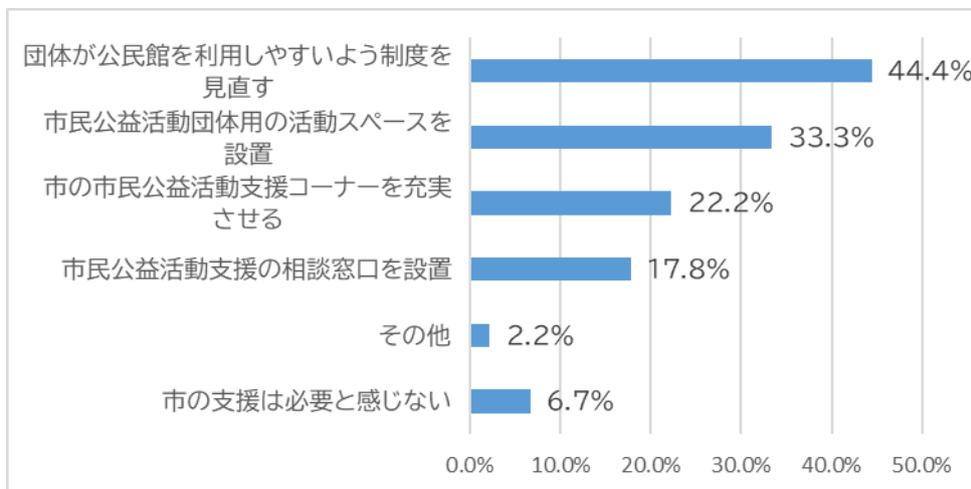
### 3 市民公益活動に対する市の支援について

【問 21】 市民公益活動団体をPRするため情報発信の方法（3つまで）（n = 45）



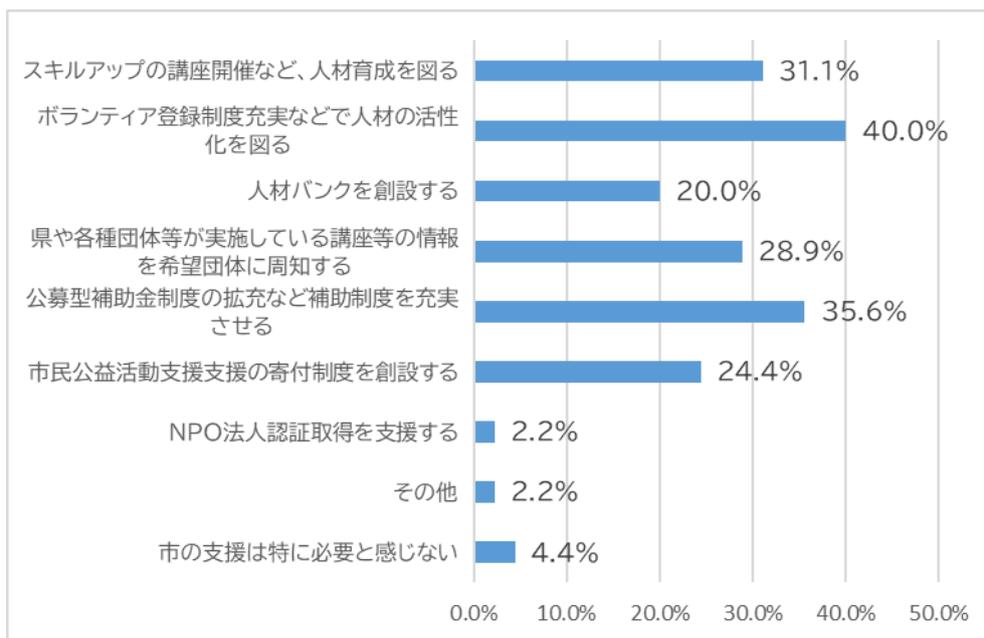
市民公益活動団体をPRするための方法については、「市の広報に市民公益活動に関する記事を掲載する」という回答が最も多く、続いて「市民公益活動団体の情報をまとめて市のホームページに掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行する」という結果でした。

【問 22】 市民公益活動団体の活動環境を向上させる方法（2つまで）（n = 45）



市民公益活動団体の活動環境を向上させる方法については、「市民公益活動団体がより使用しやすいよう制度を見直す」という回答が最も多く、続いて「市民公益活動団体用の活動スペースを設置する」という結果でした。

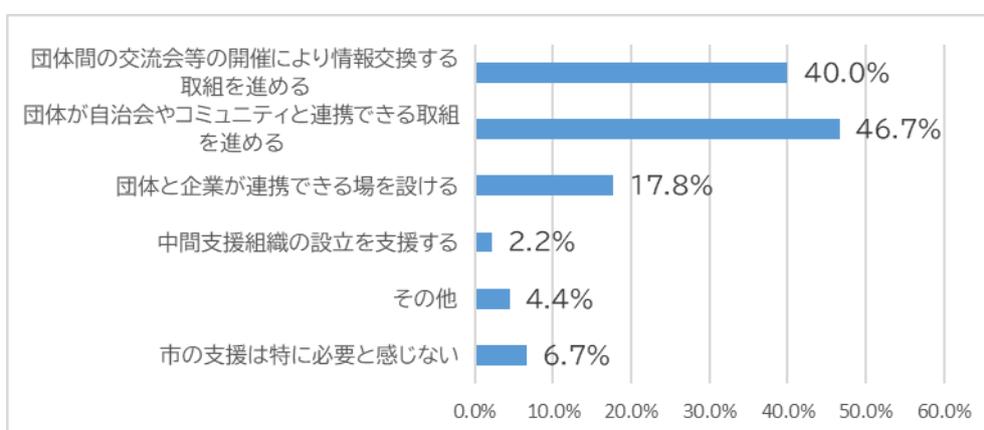
【問 23】 市民公益活動団体の活動をさらに活性化させる方法（3つまで）（n = 45）



市民公益活動の活動団体の活動をさらに活性化させる方法については、「ボランティア登録制度を充実させるなど人材の活性化を図る」という回答が最も多く、続いて「公募型補助金の拡充など補助制度を充実させる」、「スキルアップの講座開催など、人材育成を図る」という結果でした。

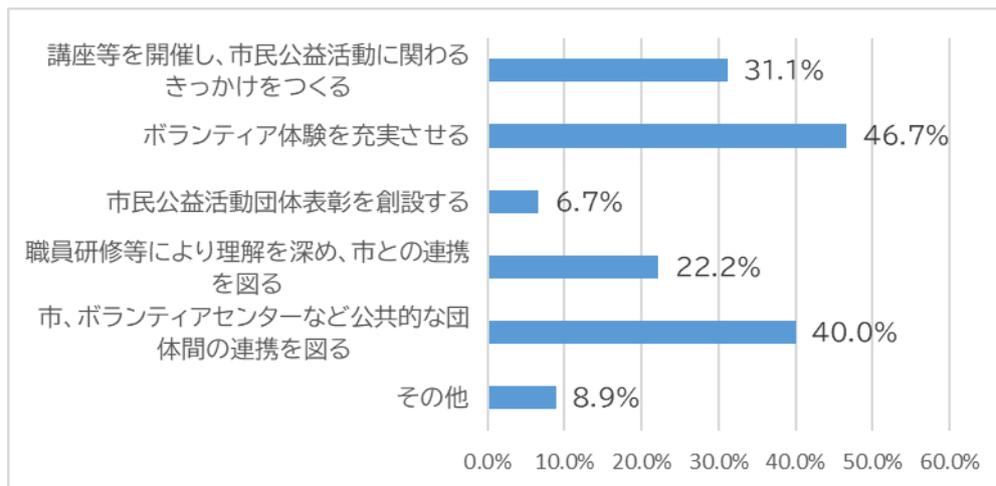
【問 24】 市民公益活動団体間の交流やネットワーク化を図る方法

（2つまで）（n = 45）



市民公益活動団体間の交流やネットワーク化を図る方法については、「団体間の交流会等を開催し、情報交換する取組を進める」、「団体が自治会や地域コミュニティと連携出来る取組を進める」という回答が多くなっています。

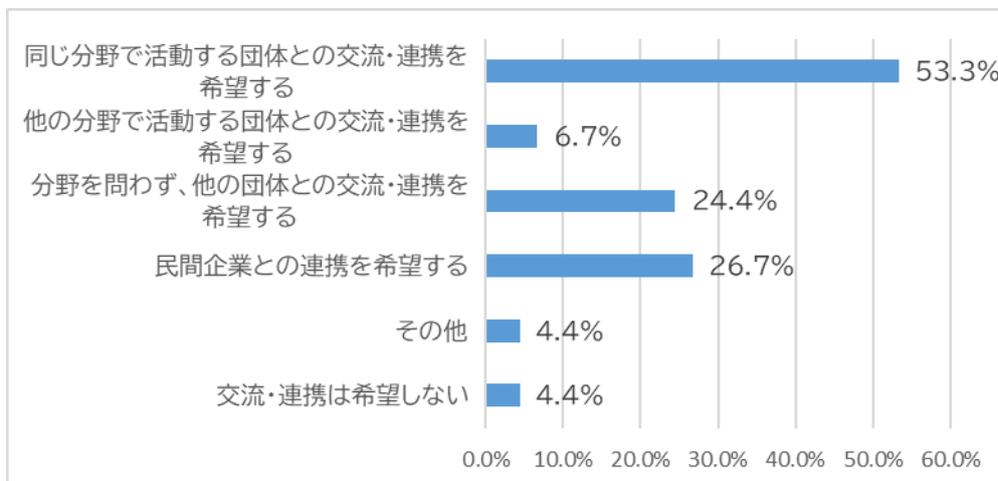
【問 25】 その他、市民公益活動を活性化するための支援方法（複数回答可）（n = 45）



その他に、市民公益活動を活性化するための支援方法については、「ボランティア体験を充実させる」という回答が最も多く、続いて「市、ボランティアセンター、その他公共的な団体間の連携を図る」という結果でした。

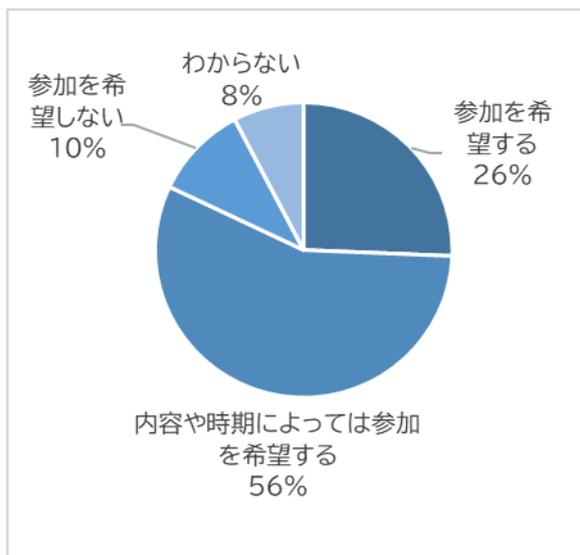
#### 4 他団体や企業との交流について

【問 26】 他の市民公益活動団体や企業との交流・連携（複数回答可）（n = 45）



他の市民公益活動団体や企業との交流・連携については、「同じ分野で活動する団体との交流・連携を希望する」という回答が最も多く、続いて「民間企業との連携を希望する」、「活動分野を問わず、他の団体との交流・連携を希望する」という結果でした。

【問 27】 情報交換会やパネル展等への参加意向（n = 39）



約7割の団体が参加を希望するという結果でした。多くの団体が他団体との交流に前向きであることがわかりました。

### Ⅲ 調査票

## 市民公益活動に関するアンケート調査のお願い

#### 1 調査の目的

北本市では、北本市自治基本条例に掲げる市民主役のまちづくりを目指し、市民公益活動<sup>1</sup>（例：ボランティア活動）を推進するため、「北本市市民公益活動推進計画」を策定し、市民公益活動団体<sup>2</sup>（例：NPO法人）の活動を支援しています。

このたび、上記計画の見直しにあたり、市内の市民公益活動団体の現状や市民公益活動をされている皆様のご意見をお伺いするためのアンケート調査を実施しますので、本調査の目的をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

#### 2 ご提出方法

同封の返信用封筒に入れて、ポストへ投函してください。

#### 3 ご提出期限

令和4年8月10日（水）

#### 4 お問合せ・ご返送先

北本市役所くらし安全課市民協働担当

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

TEL：048-594-5521（直）

Eメール：a02800@city.kitamoto.lg.jp

担当：金子 小山 石橋

※回答いただいた内容は、本調査の目的以外には使用いたしません。

---

<sup>1</sup> 不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動。例えばボランティア活動など。

<sup>2</sup> 市民公益活動を行う団体で、自治会、NPO法人、ボランティア団体など。





問9 年間の予算規模をご記入ください。

約（ ）万円

問10 情報発信の方法として活用しているものについて、当てはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

- ①団体の広報紙・会報
- ②チラシ、ポスター
- ③ホームページ
- ④ブログ、フェイスブック等のSNS
- ⑤市の広報
- ⑥新聞・雑誌
- ⑦その他（ ）

問11 法人格の取得について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①特定非営利活動促進法に基づくNPO法人である
- ②NPO法人以外の法人格を取得済みである  
→種別をご記入ください（ ）
- ③NPO法人格を取得する意向がある
- ④NPO法人以外の法人格を取得する意向がある
- ⑤法人格を取得する意向はない
- ⑥わからない

問12 新型コロナウイルス感染拡大により貴団体の活動にはどのような影響がありますか。当てはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

- ①団体の活動を中止・休止した。又は休止している。
- ②公共施設等の利用制限で活動場所がなかった。
- ③消毒薬の購入等、感染予防対策のための支出が増加した。
- ④会員が減少した。
- ⑤会員の活動意欲が減退した。
- ⑥その他（ ）
- ⑦影響はない。

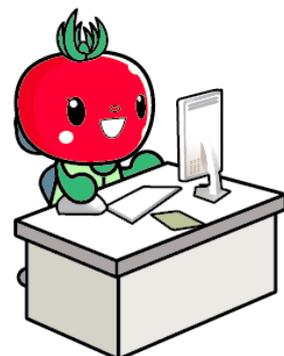
## 2 現在の課題について

問 13 現在感じている課題について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ①活動の担い手の不足
- ②専門的な知識や技術を持っている人材の不足
- ③活動資金の確保
- ④より効果的な情報発信
- ⑤活動場所の確保
- ⑥他団体や企業との連携
- ⑦その他 ( )
- ⑧特に問題・課題はない →問 21 に進んでください

問 14 問 13 で「①活動の担い手の不足」と回答した方に伺います。現在検討しているまたは実施している解決方法について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ①チラシ、ポスター等を通じて会員を募集する
- ②イベントや体験会等を通じて会員を募集する
- ③他団体との交流会を開催する
- ④現状の会員数に見合う活動への見直し
- ⑤類似する団体との統合
- ⑥その他 ( )
- ⑦特に検討または実施していない





問 17 問 13 で「④より効果的な情報発信」と回答した方に伺います。現在検討しているまたは実施している解決方法について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ①団体のホームページを新たに立ち上げまたは内容を充実させる
- ②会報を新たに作成または内容を充実させる
- ③報道機関等へのPR（新聞や雑誌等に記事を取り上げてもらうため）
- ④SNSでの発信
- ⑤その他（ ）
- ⑥特に検討または実施していない

問 18 問 13 で「⑤活動場所の確保」と回答した方に伺います。現在検討しているまたは実施している解決方法について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ①空き店舗の活用
- ②空き家の活用
- ③公共施設の活用
- ④北本市役所2階にある市民公益活動支援コーナーの利用
- ⑤その他（ ）
- ⑥特に検討または実施していない



### 3 市民公益活動に対する市の支援について

問 21 市民公益活動団体をPRするため情報発信の方法について、有効だと思うものに○をつけてください。(3つまで)

- ①市民公益活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行する
- ②市の広報に市民公益活動団体に関する記事を掲載する。
- ③市民公益活動団体の情報をまとめて市のホームページに掲載する
- ④北本まつり等多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体紹介スペースを設置する
- ⑤市民公益活動に特化したイベントを開催する
- ⑥その他 ( )
- ⑦市の支援は特に必要と感じない

問 22 市民公益活動団体の活動環境を向上させる方法について、有効だと思うものに○をつけてください。(2つまで)

- ①市民公益活動団体が公民館を利用しやすいよう制度を見直す
- ②市民公益活動団体用の活動スペースを設置する
- ③北本市市民公益活動支援コーナーの内容を充実させる
- ④市民公益活動支援に特化した相談窓口を開設する
- ⑤その他 ( )
- ⑥市の支援は特に必要と感じない



問 23 市民公益活動団体の活動をさらに活性化させる方法について、有効だと思うものに○をつけてください。 (3つまで)

- ①市民公益活動団体のメンバーのスキルアップの講座を開催するなど人材育成を図る
- ②ボランティア登録制度を充実させるなど人材の活性化を図る
- ③市民公益活動に必要な人材を紹介できるような人材バンクを創設する
- ④埼玉県や各種団体等が実施している講座、イベント、人材交流等の取組について、希望する団体へ周知する
- ⑤活動資金を支援するため公募型補助金制度を拡充するなど補助制度を充実させる
- ⑥市民公益活動支援のための寄付制度を創設する
- ⑦NPO法人認証取得を支援する
- ⑧その他 ( )
- ⑨市の支援は特に必要と感しない

問 24 市民公益活動団体間の交流やネットワーク化を図る方法について、有効だと思うものに○をつけてください。 (2つまで)

- ①市民公益活動団体間の交流会等を開催し、情報交換する取組を進める
- ②市民公益活動団体が自治会や地域コミュニティと連携できる取組を進める
- ③市民公益活動団体が企業と連携できる場を設ける
- ④市民公益活動団体を支援する団体として、中間支援組織の設立を支援する
- ⑤その他 ( )
- ⑥市の支援は特に必要と感しない

問 25 その他に、市民公益活動を活性化するための支援方法として、有効だと思うものに○をつけてください。（複数回答可）

- ①市民公益活動入門講座等を開催し、様々な人が市民公益活動に関わるきっかけをつくる
- ②小・中学校のボランティア体験を充実させる
- ③北本市表彰に代わる新たな市民公益活動団体表彰を創設する
- ④職員研修の開催等により市役所内での理解を深め、連携を図る
- ⑤市、ボランティアセンター、その他公共的な団体間の連携を図る
- ⑥その他

#### 4 他団体や企業との交流について

問 26 他の市民公益活動団体や企業との交流・連携について、当てはまるものに○をつけてください。（複数回答可）

- ①同じ分野で活動する団体との交流・連携を希望する
- ②他の分野で活動する団体との交流・連携を希望する
- ③活動分野を問わず、他の団体との交流・連携を希望する
- ④民間企業との交流・連携を希望する
- ⑤その他（ )
- ⑥他団体や企業との交流・連携は希望しない

問 27 市では、これまで、市民公益活動に携わる団体間の交流を促進するため、情報交換会やパネル展を実施してきました。これらの取組について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ①参加を希望する
- ②内容や時期によっては参加を希望する
- ③内容や時期にかかわらず参加を希望しない
- ④わからない

※ 今後、当アンケートの集計結果や、市からのお知らせ等を送付させていただきますので、希望する団体は、以下にご連絡先をご記入ください。

貴団体名	
代表者氏名	
担当者氏名	
連絡先住所	
TEL/FAX	
Eメール	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



企業の市民公益活動に関する  
アンケート調査報告書

令和4年9月

北本市

## I 企業の市民公益活動に関するアンケート実施概要

### 1 調査実施の目的

市では北本市自治基本条例に掲げる市民主役のまちづくりを目指し、市民公益活動を支援しています。市民公益活動の活性化のためには、地域に根差した地元企業と市民公益活動団体との連携が大変重要です。

今回、北本市市民公益活動推進計画の見直しにあたり、企業の市民公益活動に関する意識や実態等を把握するためアンケート調査を実施したものです。

### 2 調査概要

#### (1) アンケートの送付先

市内に事務所を有する29事業所

#### (2) 提出方法

郵送による配付。回収は郵送又は市ホームページを通じた回答フォーム

#### (3) 調査期間

令和4年7月20日～8月10日

#### (4)回収結果

アンケートを送付した29事業所中、回答のあった事業所は13事業所、有効回答率は44.8%でした。

### 3 報告書の表記について

(1)調査結果の比率はすべて%で表しており、その質問の回答者数を基数として、少数第2位を四捨五入して算出しています。なお、合計が100%にならない場合があります。

(2)複数回答形式の場合、合計が100%を超えます。

(3)グラフ中の「n」とは、その質問への回答者数を表します。割合は無回答を除いた回答人数（有効回答数）を分母として算出しているため、有効回答数（n）は異なる場合があります。

(4)質問の選択肢は意味を損なわない程度に省略した表現を用いている場合があります。

## II アンケート集計結果

### 1 事業所の概要について

#### 【A】従業員数（問10）（n = 13）

(1) 19人以下	2 (15.4%)
(2) 20～39人	6 (46.2%)
(3) 40～59人	1 (7.7%)
(4) 60～79人	1 (7.7%)
(5) 80～99人	1 (7.7%)
(6) 100人以上	2 (15.4%)

#### 【B】事業所の業種（問11）（n = 13）

(1) 商業	1 (7.7%)
(2) 工業	2 (15.4%)
(3) 建設・建設関係業	5 (38.5%)
(4) サービス業（含む広告・情報・修理）	1 (7.7%)
(5) 金融・保険業	0 (0%)
(6) 料理・飲食業	0 (0%)
(7) 自由業（含む不動産・塾・医療）	0 (0%)
(8) その他	4 (30.8%)

業種については、「建設・建設関係業」である事業所が最も多く、続いて「工業」という結果でした。「その他」の内容については「食品加工業」や「食品製造業」という内容でした。

### 2 現在の市民公益活動団体との連携（支援）について

#### 【問1】市民公益活動団体との連携（n = 13）

(1) ある	4 (30.8%)
(2) 以前はあった	1 (7.7%)
(3) ない	8 (61.5%)

NPO法人やボランティア団体との連携については、「ある」と回答した事業所が4事業所で26.7%でした。「ない」と回答した事業所は8事業所で61.5%でした。

【問2】連携の内容（複数回答可）（n = 4）

(1) 場所の提供（販売スペース、事務所の提供など）	3（75.0%）
(2) 資金面での援助	2（50.0%）
(3) 活動への人的派遣	1（25.0%）
(4) その他	0（0%）

「問1 市民公益活動団体との連携」で「ある」と回答した4事業所の内、連携の内容については、「場所の提供」が多くありました。

【問3】連携した理由（複数回答可）（n = 4）

(1) 企業の社会的責任を果たすため	3（75.0%）
(2) 企業のイメージアップのため	2（50.0%）
(3) 地元地域の発展のため	3（75.0%）
(4) 社員の能力向上のため	1（25.0%）
(5) 市民公益活動団体の活動に賛同したため	0（0%）
(6) その他	0（0%）

「問1 市民公益活動団体との連携」で「ある」と回答した事業所の内、連携した理由については、「企業の社会的責任を果たすため」と「地元地域の発展のため」という回答が最も多くなっています。

【問4】連携をやめた理由（複数回答可）（n = 1）

(1) 連携する期限が満了した	1（100.0%）
(2) 企業単独で行うことになった	0（0%）
(3) 時間的余裕がなくなった	0（0%）
(4) 財政的余裕がなくなった	0（0%）
(5) 人的余裕がなくなった	0（0%）
(6) 企業として取り組むメリットがなくなった	0（0%）
(7) 社内から活動に対する疑問の声があがった	0（0%）
(8) 市民公益活動団体側から事業を打ち切られた	0（0%）
(9) その他	0（0%）

「問1 市民公益活動団体との連携」で「以前はあった」と回答した1事業所の内、連携をやめた理由については、「連携する期限が満了した」という回答でした。

【問5】連携を行わない理由（複数回答可）（n = 8）

(1) 市民公益活動団体と連携したいが、機会がない	0 ( 0%)
(2) 市民公益活動団体と連携するメリットがない	0 ( 0%)
(3) 時間的余裕がない	4 (50.0%)
(4) 財政的余裕がない	3 (37.5%)
(5) 人的余裕がない	5 (62.5%)
(6) その他	1 (12.5%)

「問1 市民公益活動団体との連携」で「ない」と回答した事業所の内、連携を行わない理由については、「人的余裕がない」という回答が最も多く、続いて「時間的余裕がない」という結果でした。

3 今後の市民公益活動団体との連携について

【問6】今後の市民公益活動団体との連携（n = 13）

(1) 今後も継続していきたい（拡大したい）	5 (38.5%)
(2) 新規で連携を始めたい	0 ( 0%)
(3) 今後は連携を縮小していきたい	0 ( 0%)
(4) 連携をやめたい	0 ( 0%)
(5) 今後も連携は行わない	8 (61.5%)

今後の市民公益活動団体との連携については、現在市民公益活動団体との連携を行っている事業所は全て「今後も継続していきたい」と回答しました。

【問7】市民公益活動団体と協議（交流）できる場への参加（n = 5）

(1) 参加する	1 (20.0%)
(2) 参加しない	4 (80.0%)

「問6 今後の市民公益活動団体との連携」で「今後も継続していきたい」と回答した5事業所の内、市民公益活動団体との協議（交流）に参加すると回答したのは1事業所のみでした。コロナ禍の中、交流を拡大することには慎重になっているようです。

【問8】興味がある活動分野（複数回答可）（n = 5）

(1) 保健・医療・福祉	2 (40.0%)
(2) 社会教育	0 (0.0%)
(3) 観光	2 (40.0%)
(4) 学術・文化・芸術・スポーツ	1 (20.0%)
(5) 環境保全	1 (20.0%)
(6) 国際協力	0 (0.0%)
(7) 子どもの健全育成	3 (60.0%)
(8) その他	0 (0.0%)

「問6 市民公益活動団体との連携」で「今後も継続していきたい」と回答した事業所のうち、興味がある活動分野については、「子どもの健全育成」という回答が最も多くなりました。

【問9】どのような支援が可能か（複数回答可）（n = 5）

(1) 場所の提供（販売スペース、事務所の提供など）	2 (40.0%)
(2) 資金面での援助	2 (40.0%)
(3) 活動への人的派遣	3 (60.0%)
(4) その他	1 (20.0%)

「問6 市民公益活動団体との連携」で「今後も継続していきたい」と回答した事業所が支援可能な内容については「活動への人的派遣」が最も多く、続いて「場所の提供」と「資金面での援助」が同じ結果となりました。

### Ⅲ 調査票

## 企業の市民公益活動に関するアンケート調査のお願い

#### 1 調査の目的

北本市では、北本市自治基本条例に掲げる市民主役のまちづくりを目指し、市民公益活動<sup>3</sup>（例：ボランティア活動）を支援しています。市民公益活動の活性化のためには、地域に根差した地元企業の皆さまと市民公益活動団体<sup>4</sup>（例：NPO法人）との連携が大変重要であると考えています。

このたび、「北本市市民公益活動推進計画」の見直しに当たり、企業の市民公益活動に関する意識や実態等を把握するためアンケート調査を実施しますので、本調査の目的をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

#### 2 ご提出方法

同封の返信用封筒に入れて、ポストへ投函するか、パソコン、スマートフォンから回答してください。

北本市市民公益活動アンケート

検索



※市ホームページまたは、QRコードから回答フォームに進んでください。

#### 3 提出期限

令和4年8月10日（水）

#### 4 お問合せ・ご返送先

北本市役所くらし安全課市民協働担当

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

TEL：048-594-5521（直）

担当：金子 小山 石橋

<sup>3</sup> 不特定かつ多数のもの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動。例えばボランティア活動など。

<sup>4</sup> 市民公益活動を行う団体で、自治会、NPO法人、ボランティア団体など。

※回答いただいた内容は、本調査の目的以外には使用いたしません。

## 企業の市民公益活動に関するアンケート調査票

### 1 現在の市民公益活動団体との連携（支援）について

問1 貴社（貴事業所）では市民公益活動団体との連携がありますか。

- ① ある →問2、問3をご回答ください
- ② 以前はあった →問4をご回答ください
- ③ ない →問5をご回答ください

問2 問1で「①ある」と回答した方に伺います。具体的にどのような連携を行っていますか。（複数選択可）

- ① 場所の提供（販売スペース、事務所の提供など）
- ② 資金面での援助
- ③ 活動への人的派遣
- ④ その他 [ ]

問3 問1で「①ある」と回答した方に伺います。市民公益活動団体との連携を行った理由は何ですか。（複数回答可）

- ① 企業の社会的責任を果たすため
- ② 企業のイメージアップのため
- ③ 地元地域の発展のため
- ④ 社員の能力向上のため
- ⑤ 市民公益活動団体の活動に賛同したため
- ⑥ その他 [ ]

問6をご回答ください

問4 問1で「②以前はあった」と回答した方に伺います。連携をやめた理由をお答えください。（複数回答可）

- ① 連携する期限が満了した
- ② 企業単独で行うことになった
- ③ 時間的余裕がなくなった
- ④ 財政的余裕がなくなった
- ⑤ 人的余裕がなくなった
- ⑥ 企業として取り組むメリットがなくなった
- ⑦ 社内から活動に対する疑問の声があがった
- ⑧ 市民公益活動団体側から事業を打ち切られた
- ⑨ その他（）

問6をご回答ください

問5 問1で「③ない」と回答した方に伺います。その理由についてお答えください。（複数回答可）

- ① 市民公益活動団体と連携したいが、機会がない
- ② 市民公益活動団体と連携するメリットがない
- ③ 時間的余裕がない
- ④ 財政的余裕がない
- ⑤ 人的余裕がない
- ⑥ その他（）

問6をご回答ください

## 2 今後の市民公益活動団体との連携について

問6 今後、市民公益活動団体との連携をどのようにしていきたいですか。

- ① 今後も継続していきたい（拡大したい）
  - ② 新規で連携を始めたい
  - ③ 今後は連携を縮小していきたい
  - ④ 連携をやめたい
  - ⑤ 今後も連携は行わない
- ① ② } → 問7、問8、問9を  
ご回答ください
- ③ ④ ⑤ } → 問10へ進んでください

問7 問6で「今後も継続していきたい（拡大したい）」、「新規で連携を始めたい」と回答した方に伺います。市民公益活動団体と協議（交流）できる場があるとしたら参加しますか。

- ① 参加する
- ② 参加しない

問8 問6で「今後も継続していきたい（拡大したい）」、「新規で連携を始めたい」と回答した方に伺います。貴社（貴事業所）ではどのような分野の活動に興味がありますか。（複数回答可）

- ① 保健・医療・福祉
- ② 社会教育
- ③ 観光
- ④ 学術・文化・芸術・スポーツ
- ⑤ 環境保全
- ⑥ 国際協力
- ⑦ 子どもの健全育成
- ⑧ その他

[ ]

問9 問6で「今後も継続していきたい（拡大したい）」、「新規で連携を始めたい」と回答した方に伺います。貴社（貴事業所）ではどのような連携・支援が可能ですか。（複数回答可）

- ① 場所の提供（販売スペース、事務所の提供など）
- ② 資金面での援助
- ③ 活動への人的派遣
- ④ その他

[ ]

### 3 貴社（貴事業所）の概要について

問10 貴社（貴事業所）の従業員数は何人ですか。

- ① 19人以下
- ② 20～39人
- ③ 40～59人
- ④ 60～79人
- ⑤ 80～99人
- ⑥ 100人以上

問11 貴社（貴事業所）の業種について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- ① 商業
- ② 工業
- ③ 建設・建設関係業
- ④ サービス業（含む広告・情報・修理）
- ⑤ 金融・保険業
- ⑥ 料理・飲食業
- ⑦ 自由業（含む不動産・塾・医療）
- ⑧ その他（ ）

※ 問7で市民公益活動団体との交流を希望すると回答された方、又は当アンケートの集計結果の送付を希望される方は、以下にご連絡先をご記入ください。

貴社（貴事業所）名	
所在地	
担当部署	
担当者名	
TEL／FAX	／
Eメール	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

# 北 本 市

令和5年3月発行

〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

電 話：048-591-1111（代表）

FAX：048-592-5997（代表）